

目 次

	頁
第2期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	9
3 【関係会社の状況】	9
4 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	41
3 【対処すべき課題】	41
4 【経営上の重要な契約等】	42
5 【研究開発活動】	42
第3 【設備の状況】	43
1 【主要な設備の状況】	43
2 【設備の新設、除却等の計画】	43
第4 【提出会社の状況】	44
1 【株式等の状況】	44
(1) 【株式の総数等】	44
(2) 【新株予約権等の状況】	54
(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	54
(4) 【大株主の状況】	55
(5) 【議決権の状況】	57
2 【株価の推移】	57
3 【役員の状況】	58
第5 【経理の状況】	63
1 【中間連結財務諸表等】	64
(1) 【中間連結財務諸表】	64
【中間連結貸借対照表】	64
【中間連結損益計算書】	66
【中間連結剰余金計算書】	67
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	68
(2) 【その他】	138

2 【中間財務諸表等】	139
(1) 【中間財務諸表】	139
【中間貸借対照表】	139
【中間損益計算書】	141
(2) 【その他】	177
第6 【提出会社の参考情報】	178
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	181
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	183
前中間連結会計期間	185
当中間連結会計期間	187
前中間会計期間	189
前中間会計期間	191
当中間会計期間	193

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成15年12月25日
【中間会計期間】	第2期中(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)
【会社名】	株式会社りそな銀行
【英訳名】	Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 野村正朗
【本店の所在の場所】	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
【電話番号】	大阪(06)6271-1221(代表)
【事務連絡者氏名】	企画部次長 松沢安彦
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成13年度 中間連結 会計期間	平成14年度 中間連結 会計期間	平成15年度 中間連結 会計期間	平成13年度	平成14年度
		(自平成13年 4月1日 至平成13年 9月30日)	(自平成14年 4月1日 至平成14年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成13年 4月1日 至平成14年 3月31日)	(自平成14年 4月1日 至平成15年 3月31日)
連結経常収益	百万円	252,857	214,526	468,991	484,650	441,737
うち連結信託報酬	百万円	18,315	3,992	1,458	42,204	7,809
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	280,160	3,629	1,029,858	449,525	312,367
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	140,632	4,532	1,472,027		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円				336,608	580,624
連結純資産額	百万円	629,966	272,336	717,075	398,088	85,262
連結総資産額	百万円	14,959,037	13,539,490	32,515,539	14,746,249	34,922,723
1株当たり純資産額	円	102.78	71.43	57.34	10.17	150.34
1株当たり中間純利益 (は1株当たり 中間純損失)	円	68.50	2.20	82.18		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	円				163.97	253.16
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円		1.02			
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.96	7.52	7.78	8.35	2.07
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	24,950	571,935	1,659,205	733,635	780,139
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,987	442,495	450,183	58,053	433,887
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	556	19,686	1,916,379	5,595	75,479
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	374,299	966,177	2,318,632		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				1,114,935	1,611,074
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	9,367 [5,028]	8,285 [5,241]	15,981 [8,516]	8,415 [5,064]	16,386 [6,260]
信託財産額	百万円	25,068,608	1,154,666	1,565,369	1,145,558	1,729,365

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 平成13年度の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 3 平成13年度の1株当たり当期純損失及び1株当たり中間純損失は、連結当期純損失、連結中間純損失から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、中間(当期)純損失が計上されている中間連結会計期間及び連結会計年度については算出しておりません。
- 5 平成14年度中間連結会計期間から「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益(又は中間(当期)純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 6 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社です。
- 8 当行は、平成15年3月1日に株式会社あさひ銀行と合併し、商号を株式会社りそな銀行に変更しております。
- このため、平成13年度中間連結会計期間、平成14年度中間連結会計期間、及び平成13年度の計数につきましては、株式会社大和銀行の計数を記載しております。

なお、株式会社あさひ銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

		平成13年度 中間連結会計期間	平成14年度 中間連結会計期間	平成13年度
		(自平成13年4月1日 至平成13年9月30日)	(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)	(自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
連結経常収益	百万円	391,530	337,620	730,671
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	73,125	31,773	714,780
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	40,981	24,374	
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円			592,243
連結純資産額	百万円	1,053,764	632,381	747,414
連結総資産額	百万円	30,913,057	23,992,456	25,690,303
1株当たり純資産額	円	230.58	81.81	122.42
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間純損失)	円	14.49	8.60	
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円			209.32
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円		6.52	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円			
連結自己資本比率	%	10.07 (国際統一基準)	7.79 (国内基準)	8.71 (国内基準)
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,601,246	426,781	653,216
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	520,622	303,825	558,246
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,511	118,995	120,548
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	1,500,344	662,537	
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円			1,512,214
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	13,951 [6,274]	11,942 [6,463]	12,143 [6,388]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 平成13年度の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 3 平成13年度の1株当たり当期純損失及び1株当たり中間純損失は、連結当期純損失、連結中間純損失から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
- 4 平成14年度中間連結会計期間から「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益(又は中間純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、平成13年度中間連結会計期間及び平成13年度は、連結当期(中間)純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 6 連結自己資本比率は、平成13年度中間連結会計期間は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき国際統一基準で算出しておりましたが、平成13年度から国内基準により算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第145期中	第146期中	第2期中	第145期	第1期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成14年3月	平成15年3月
経常収益	百万円	197,677	178,920	380,869	390,775	371,264
うち信託報酬	百万円	18,315	3,992	1,458	42,204	7,809
経常利益 (は経常損失)	百万円	359,834	4,620	1,035,608	545,960	316,405
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	220,772	7,417	1,476,128		
当期純利益 (は当期純損失)	百万円				434,639	583,069
資本金	百万円	465,158	443,158	1,051,799	443,158	443,158
発行済株式総数	千株	普通株式 2,052,867 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000	普通株式 2,052,867 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000	普通株式 30,797,278 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 338 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 2,052,867 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000	普通株式 4,884,803 甲種第一回 優先株式 10,970 乙種第一回 優先株式 680,000 丁種第一回 優先株式 340 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000
純資産額	百万円	670,932	296,231	735,482	418,021	118,146
総資産額	百万円	14,894,198	13,442,060	29,187,771	14,723,960	31,750,707
預金残高	百万円	9,723,374	10,931,677	20,336,944	10,963,041	22,356,118
貸出金残高	百万円	10,020,878	9,204,877	19,510,385	9,612,764	21,412,766
有価証券残高	百万円	2,778,044	2,126,047	4,940,272	2,726,073	5,267,210

回次		第145期中	第146期中	第2期中	第145期	第1期
決算年月		平成13年9月	平成14年9月	平成15年9月	平成14年3月	平成15年3月
1株当たり中間配当額	円	普通株式 甲種第一回 優先株式 乙種第一回 優先株式	普通株式 甲種第一回 優先株式 乙種第一回 優先株式	普通株式 甲種第一回 優先株式 乙種第一回 優先株式 丁種第一回 優先株式 戊種第一回 優先株式 己種第一回 優先株式 第1種第一回 優先株式 第2種第一回 優先株式 第3種第一回 優先株式		
1株当たり配当額	円				普通株式 甲種第一回 優先株式 乙種第一回 優先株式	普通株式 甲種第一回 優先株式 乙種第一回 優先株式 丁種第一回 優先株式 戊種第一回 優先株式 己種第一回 優先株式
単体自己資本比率 (国内基準)	%	10.06	7.58	8.38	8.24	2.27
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	6,046 [950]	5,193 [2,835]	9,764 [5,560]	5,341 [2,754]	9,930 [3,106]
信託財産額	百万円	25,068,608	1,154,666	1,565,369	1,145,558	1,729,365
信託勘定貸出金残高	百万円	520,409	391,363	287,447	475,878	326,028
信託勘定有価証券残高	百万円	1,286,642	156,894	126,724	167,084	127,309

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 当行は、平成15年3月1日に株式会社あさひ銀行と合併し、商号を株式会社りそな銀行に変更しております。

このため、平成13年度中間会計期間(第145期中)、平成14年度中間会計期間(第146期中)、及び平成13年度(第145期)の計数につきましては、株式会社大和銀行の計数を記載しております。

なお、株式会社あさひ銀行の主要な経営指標等の推移は次のとおりであります。

回次		第11期中	第12期中	第11期
決算年月		平成13年 9 月	平成14年 9 月	平成14年 3 月
経常収益	百万円	358,258	282,124	664,579
経常利益 (は経常損失)	百万円	54,408	32,391	694,346
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	29,780	24,340	
当期純利益 (は当期純損失)	百万円			584,684
資本金	百万円	605,356	605,356	605,356
発行済株式総数	千株	普通株式 2,831,167 第1回優先株式 481 第1回第2種優先株式 240,000 第2回第2種優先株式 80,000	普通株式 2,831,698 第1回優先株式 349 第1回第2種優先株式 240,000 第2回第2種優先株式 80,000	普通株式 2,831,549 第1回優先株式 386 第1回第2種優先株式 240,000 第2回第2種優先株式 80,000
純資産額	百万円	1,064,072	637,520	751,931
総資産額	百万円	30,153,572	23,378,498	25,039,264
預金残高	百万円	19,041,139	18,619,121	18,949,733
貸出金残高	百万円	19,805,462	16,134,855	17,148,723
有価証券残高	百万円	4,331,762	3,537,433	3,403,577
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第1回優先株式 第1回第2種優先株式 第2回第2種優先株式	普通株式 第1回優先株式 第1回第2種優先株式 第2回第2種優先株式	
1株当たり配当額	円			普通株式 第1回優先株式 第1回第2種優先株式 第2回第2種優先株式
単体自己資本比率	%	10.47 (国際統一基準)	8.00 (国内基準)	8.95 (国内基準)
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	9,872 [4,522]	8,166 [4,886]	8,176 [4,634]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 単体自己資本比率は、第11期中(平成13年9月)は国際統一基準により算出しておりましたが、第11期(平成14年3月)から国内基準により算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

大和モーゲージ株式会社、大和銀企業投資株式会社、株式会社大和銀総合研究所他1社

この他、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、上記の詳細及びその他の異動は以下のとおりであります。

株式会社あさひ銀総合研究所は、平成15年4月に株式会社大和銀総合研究所及び株式会社近畿大阪銀行の持分法適用の関連会社である株式会社近畿大阪中小企業研究所と合併し、りそな総合研究所株式会社となりました。

あさひ銀事業投資株式会社は、平成15年4月に大和銀企業投資株式会社と合併し、りそなキャピタル株式会社となりました。

P.T.Bank Daiwa Perdaniaは、平成15年7月に商号をP.T.Bank Resona Perdaniaに変更いたしました。

大和モーゲージ株式会社は、平成15年7月に共同抵当証券株式会社と合併いたしました。

あさひ債権回収株式会社は、平成15年10月に商号をりそな債権回収株式会社に変更いたしました。

あさひリテール証券株式会社は、平成15年10月に当行をはじめとする関係会社が保有する同社株式を全て売却したため、当行の関連会社に該当しないこととなりました。

あさひ銀リース株式会社、大和ファクター・リース株式会社については、当行及び関連会社が保有する株式の売却について買収先と基本合意書を締結しており平成16年3月までに売却する予定です。

あさひ銀ファイナンスサービス株式会社は、平成15年12月に大和ファクター・リース株式会社の事業の一部を会社分割により承継し、りそな決済サービス株式会社に商号変更いたしました。

あさひ銀キャリアサービス株式会社、大和オフィスサービス株式会社、大和銀厚生サービス株式会社及び株式会社近畿大阪銀行の子会社である近畿大阪ビジネスサービス株式会社の4社は、平成15年12月に合併し、りそな人事サポート株式会社となりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

	銀行信託業務	証券業務	金融関連業務	合計
従業員数(人)	14,350 [8,169]	747 [96]	884 [251]	15,981 [8,516]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員8,937人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成15年9月30日現在

従業員数(人)	9,764 [5,560]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員5,822人を含んでおりません。
2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
3 当行の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は10,148人(出向者を含む)であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済を顧みますと、平成15年4月のイラク戦争の終結とともに先行き不透明感が払拭され、景気回復の展望が開けたものの、回復力は主要国の間で異なったものとなりました。米国では、大型減税などの政策効果もあり、個人消費が堅調に推移しました。ユーロ圏の経済は、全体として回復力に乏しく、景気後退とともに厳しい状況が続きました。一方、東南アジアでは、新型肺炎SARSの流行が多く地域の影響を及ぼしましたが、中国などでは堅調な動きが見られました。

わが国経済は、企業の業況感が改善するなど、緩やかな景気回復への基盤が整いつつあるものの、依然として住宅投資や個人消費は低調に推移し、公共投資も減少傾向が続きました。家計では、失業率が高い水準に留まり、雇用・所得環境は厳しい状況が続きました。一方、国内物価は下落傾向が続きましたが、医療費自己負担引き上げやたばこ税引き上げなどの影響から、前年比下落幅は縮小致しました。

日本銀行は、引き続き量的緩和を実施し、日銀当座預金残高は、概ね29兆円前後で推移しました。潤沢な資金が供給されたため、無担保コール翌日物金利は引き続きゼロ%近辺で推移し、ターム物金利も総じて落ち着いた地合いが続きました。

一方、株価は、海外投資家の本邦株式投資の継続などから上昇傾向が続き、日経平均株価は10,000円台まで回復しました。また、期中の円相場は、1ドル109円から120円の範囲内の動きとなりました。

(経営方針)

当行は、預金保険法第102条第1項に定める第1号措置(金融機関の自己資本の充実のために行う預金保険機構による株式等の引受け等)の必要性の認定を受け、預金保険機構に対して総額1兆9,600億円に及ぶ公的資金を申請するに至りました。その後、内閣総理大臣より同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定をいただき、預金保険機構に対して普通株式および優先株式を発行する形で資本増強を完了いたしました。

当行は、このような多額の公的資金による資本増強を受けた事実を厳粛に受け止め、総力をあげて一日も早く経営の健全化を果たし、皆様にご安心頂ける経営の実現を目指してまいります。

これまでの「りそな」再生に向けた主な取組みといたしましては、まず、会長ならびに社外取締役のグループ外からの招聘による経営陣の刷新を図るとともに、経営の監視・監督機能強化および業務執行の迅速化のため、委員会等設置会社への移行を行い、ガバナンス体制を再構築しました。

また、新経営陣の下、資産等の状況を客観的に把握するための厳格な資産内容調査(デュー・デリジェンス)、貸出資産等の適切な管理を行うための管理会計上の勘定分離、15年9月期中間決算における、将来負担を削減するための財務改革など、資産の健全化に取り組みました。併せて、社内公募等による斬新な発想を持つ若手の積極的な登用、縦割り組織の弊害を打破するための組織横断的枠組みの活用、銀行業界固有の「頭取」や「行員」といった呼称の廃止など、「りそな」の内部改革に取り組みました。

さらに、平成17年3月末までの集中再生期間には、「持続的な黒字経営への体質転換」、「透明性の高いスピード感ある経営の実現」、「銀行業から金融サービス業への進化」という3つの経営の姿の実現を目指し、これらの改革に懸命に取り組んでまいります。

また、集中再生期間後の新たな収益モデルの構築を目指し、様々な施策にも積極的に取り組んでまいります。

(業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、確固たる財務基盤の構築に向けた財務改革を行った結果、以下のとおりとなりました。

総資産は32兆5,155億円と前連結会計年度末比2兆4,071億円減少いたしました。

運用面では、貸出金が前連結会計年度末比1兆7,721億円減少し19兆6,720億円となったほか、有価証券が前連結会計年度末比2,402億円減少し4兆8,744億円となっております。

調達面につきましては、預金と譲渡性預金を合わせた資金量は20兆8,248億円と前連結会計年度末比1兆9,441億円減少いたしました。これは預金が前連結会計年度末比2兆275億円減少したことによるものです。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,519億円減少し、7兆6,069億円となっております。

資本勘定は前連結会計年度末比6,318億円増加し、7,170億円となりました。これは、公的資金による資本増強を受けたことや、株式相場の回復によりその他有価証券評価差額金が増加したことなどによるものです。なお、1株当たり総資産額は57円34銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が4,689億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息を中心とした資金運用収益が2,279億円、役員取引等収益が727億円などとなっております。

経常費用は、1兆4,988億円となりました。これは、主に不良債権処理を抜本的に行ったことによるものです。自己査定を厳格に実施し、引当を強化したことから、貸倒引当金繰入額が6,328億円、貸出金償却が3,904億円となっております。また、保有株式の積極的な売却及び償却を行ったことから、株式等売却益が768億円、株式等償却が174億円、株式等売却損が111億円となっております。

また、システムのアウトソーシング、店舗統廃合や希望退職制度実施等に対する事業再構築引当金の繰入882億円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額548億円等を特別損失に計上し、当行が早期に再生するために必要な財務改革を行いました。更に、法人税等調整額は、繰延税金資産の厳格な評価を行い、大幅に取崩した結果、2,867億円となっております。

以上の連結経常損益をセグメント別にみますと、銀行信託業務が9,889億円、金融関連業務も1,377億円とともに経常損失を計上しているのに対し、証券業務が13億円の経常利益を計上しております。なお、所在地別では、本邦の割合が大宗を占めております。

以上の結果、連結経常損失は1兆298億円、連結中間純損失は1兆4,720億円と大幅な赤字を計上致しました。また、1株当たり中間純損失は82円18銭となっております。

なお、国内基準による連結自己資本比率は、7.78%となりました。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少により1兆7,721億円の収入があったものの、預金、市場性調達の大幅な減少により、1兆6,592億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、株式の売却や国債残高の減少等により4,501億円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、公的資金による資本増強を受けたことにより1兆9,600億円の収入があったことから1兆9,163億円の収入となりました。以上から現金及び現金同等物は7,075億円の増加となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,978億円、海外は80億円となり、合計(相殺消去後、以下同じ)では、1,992億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ14億円、124億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では557億円、148億円となりました。

種類	期別		国内	海外	相殺消去額	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	() 金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	大和銀行	87,713	1,322	1,555	87,480
		あさひ銀行	170,427	2,300	297	172,430
	当中間連結会計期間		197,816	8,073	6,601	199,288
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	大和銀行	106,344	3,936	3,956	106,324
		あさひ銀行	200,429	5,604	8,435	197,599
	当中間連結会計期間		233,106	11,629	16,808	227,928
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	大和銀行	18,631	2,613	2,401	18,843
		あさひ銀行	30,001	3,304	8,138	25,168
	当中間連結会計期間		35,289	3,556	10,206	28,639
信託報酬	前中間連結会計期間	大和銀行	3,992			3,992
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間		1,458			1,458
役務取引等収支	前中間連結会計期間	大和銀行	26,053	192	78	26,167
		あさひ銀行	29,514		454	29,060
	当中間連結会計期間		55,555	209		55,765
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	大和銀行	38,816	276	125	38,967
		あさひ銀行	47,975	3	7,299	40,680
	当中間連結会計期間		72,567	264	56	72,776
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	大和銀行	12,762	83	46	12,799
		あさひ銀行	18,461	3	6,844	11,619
	当中間連結会計期間		17,011	55	56	17,010
特定取引収支	前中間連結会計期間	大和銀行	9,471			9,471
		あさひ銀行	3,563			3,563
	当中間連結会計期間		12,470			12,470
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	大和銀行	9,480			9,480
		あさひ銀行	3,569			3,569
	当中間連結会計期間		12,471			12,471
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	大和銀行	9			9
		あさひ銀行	5			5
	当中間連結会計期間		0			0
その他業務収支	前中間連結会計期間	大和銀行	28,495	197		28,692
		あさひ銀行	22,356			22,356
	当中間連結会計期間		14,548	278		14,827
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	大和銀行	38,058	197	197	38,058
		あさひ銀行	61,200			61,200
	当中間連結会計期間		51,442	278		51,721
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	大和銀行	9,562		197	9,365
		あさひ銀行	38,844			38,844
	当中間連結会計期間		36,893			36,893

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に26兆8,683億円(相殺消去前)となりました。このうち国内は26兆3,064億円、海外は5,618億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に27兆9,534億円(相殺消去前)となりました。このうち国内は27兆6,716億円、海外は2,817億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.76%、海外は4.12%、合計では1.72%となりました。資金調達勘定の利回りは、国内は0.25%、海外は2.51%、合計では0.20%となりました。

(A) 国内

種類	期別		平均残高	利息	利回り
			金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	大和銀行	12,136,839	106,344	1.74
		あさひ銀行	21,191,945	200,429	1.88
	当中間連結会計期間		26,306,455	233,106	1.76
うち貸出金	前中間連結会計期間	大和銀行	9,350,600	92,186	1.96
		あさひ銀行	17,051,496	183,011	2.14
	当中間連結会計期間		20,511,859	202,620	1.97
うち有価証券	前中間連結会計期間	大和銀行	2,517,682	11,006	0.87
		あさひ銀行	3,763,292	14,611	0.77
	当中間連結会計期間		5,369,271	26,209	0.97
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	大和銀行	27,064	64	0.47
		あさひ銀行	73,831	1	0.00
	当中間連結会計期間		125,776	54	0.08
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間		27	0	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	大和銀行	9,285	2	0.05
		あさひ銀行	8,671	0	0.01
	当中間連結会計期間		11,118	1	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	大和銀行	159,110	1,448	1.81
		あさひ銀行	218,762	857	0.78
	当中間連結会計期間		181,573	999	1.09
資金調達勘定	前中間連結会計期間	大和銀行	12,977,060	18,631	0.28
		あさひ銀行	22,064,794	30,001	0.27
	当中間連結会計期間		27,671,657	35,289	0.25
うち預金	前中間連結会計期間	大和銀行	10,730,966	9,773	0.18
		あさひ銀行	18,603,231	10,401	0.11
	当中間連結会計期間		20,538,735	11,705	0.11
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	大和銀行	289,044	150	0.10
		あさひ銀行	263,540	203	0.15
	当中間連結会計期間		471,782	185	0.07
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	大和銀行	381,026	191	0.10
		あさひ銀行	1,328,966	571	0.08
	当中間連結会計期間		4,623,408	1,276	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	大和銀行	333,891	2	0.00
		あさひ銀行	386,757	7	0.00
	当中間連結会計期間		322,252	18	0.01
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	大和銀行	319,089	30	0.01
		あさひ銀行	36,287	8	0.04
	当中間連結会計期間		278,268	199	0.14
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行	3,497	1	0.06
	当中間連結会計期間		1,606	0	0.00
うち借入金	前中間連結会計期間	大和銀行	435,394	5,878	2.69
		あさひ銀行	1,394,669	14,116	2.01
	当中間連結会計期間		761,898	10,142	2.65

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

(B) 海外

種類	期別		平均残高	利息	利回り
			金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	大和銀行	203,935	3,936	3.84
		あさひ銀行	365,270	5,604	3.06
	当中間連結会計期間		561,851	11,629	4.12
うち貸出金	前中間連結会計期間	大和銀行	169,514	3,387	3.98
		あさひ銀行	365,270	5,604	3.06
	当中間連結会計期間		291,356	4,201	2.87
うち有価証券	前中間連結会計期間	大和銀行	12,365	78	1.25
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間		257,276	6,986	5.41
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	大和銀行	4,359	281	12.88
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間		4,983	286	11.44
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち預け金	前中間連結会計期間	大和銀行	2,306	112	9.74
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間		6,843	116	3.38
資金調達勘定	前中間連結会計期間	大和銀行	170,082	2,613	3.06
		あさひ銀行	293,390	3,304	2.24
	当中間連結会計期間		281,785	3,556	2.51
うち預金	前中間連結会計期間	大和銀行	20,808	165	1.58
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間		19,203	207	2.15
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間				
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間		1,877	16	1.70
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間				
うちコマースナル・ペーパー	前中間連結会計期間	大和銀行			
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間				
うち借入金	前中間連結会計期間	大和銀行	14,208	127	1.79
		あさひ銀行			
	当中間連結会計期間		15,580	194	2.48

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

(C) 合計

種類	期別		平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
			小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	大和銀行	12,340,775	184,109	12,156,665	110,281	3,956	106,324	1.74
		あさひ銀行	21,557,215	975,730	20,581,484	206,034	8,435	197,599	1.91
	当中間連結会計期間		26,868,306	546,844	26,321,462	244,736	16,808	227,928	1.72
うち貸出金	前中間連結会計期間	大和銀行	9,520,115	147,434	9,372,680	95,573	2,352	93,221	1.98
		あさひ銀行	17,416,766	805,040	16,611,725	188,616	8,126	180,489	2.16
	当中間連結会計期間		20,803,215	255,563	20,547,652	206,821	3,211	203,610	1.97
うち有価証券	前中間連結会計期間	大和銀行	2,530,048	35,933	2,494,114	11,084	1,601	9,483	0.75
		あさひ銀行	3,763,292	112,074	3,651,217	14,611	297	14,313	0.78
	当中間連結会計期間		5,626,548	288,827	5,337,721	33,196	13,582	19,613	0.73
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	大和銀行	31,424	461	30,962	346	3	342	2.20
		あさひ銀行	73,831		73,831	1		1	0.00
	当中間連結会計期間		130,759	2,010	128,749	340	14	326	0.50
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	大和銀行							
		あさひ銀行							
	当中間連結会計期間		27		27	0		0	0.00
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	大和銀行	9,285		9,285	2		2	0.05
		あさひ銀行	8,671		8,671	0		0	0.01
	当中間連結会計期間		11,118		11,118	1		1	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	大和銀行	161,416		161,416	1,561		1,561	1.92
		あさひ銀行	218,762	58,615	160,147	857	11	845	1.05
	当中間連結会計期間		188,416	163	188,253	1,115		1,115	1.18

種類	期別		平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
			小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金調達勘定	前中間連結会計期間	大和銀行	13,147,142	161,017	12,986,124	21,244	2,401	18,843	0.28
		あさひ銀行	22,358,184	873,784	21,484,399	33,306	8,138	25,168	0.23
	当中間連結会計期間		27,953,442	513,572	27,439,870	38,845	10,206	28,639	0.20
うち預金	前中間連結会計期間	大和銀行	10,751,775	729	10,751,045	9,939		9,939	0.18
		あさひ銀行	18,603,231	35,231	18,568,000	10,401	0	10,400	0.11
	当中間連結会計期間		20,557,939	363	20,557,576	11,912		11,912	0.11
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	大和銀行	289,044		289,044	150		150	0.10
		あさひ銀行	263,540	31,600	231,940	203	10	192	0.16
	当中間連結会計期間		471,782		471,782	185		185	0.07
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	大和銀行	381,026	1,920	379,106	191	3	187	0.09
		あさひ銀行	1,328,966		1,328,966	571		571	0.08
	当中間連結会計期間		4,625,285	2,014	4,623,271	1,292	14	1,278	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	大和銀行	333,891		333,891	2		2	0.00
		あさひ銀行	386,757		386,757	7		7	0.00
	当中間連結会計期間		322,252		322,252	18		18	0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	大和銀行	319,089		319,089	30		30	0.01
		あさひ銀行	36,287		36,287	8		8	0.04
	当中間連結会計期間		278,268		278,268	199		199	0.14
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	大和銀行							
		あさひ銀行	3,497		3,497	1		1	0.06
	当中間連結会計期間		1,606		1,606	0		0	0.00
うち借入金	前中間連結会計期間	大和銀行	449,603	146,994	302,608	6,005	2,153	3,851	2.53
		あさひ銀行	1,394,669	806,953	587,716	14,116	8,126	5,990	2.03
	当中間連結会計期間		777,477	255,560	521,917	10,336	2,357	7,979	3.04

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は727億円、役務取引等費用の合計は170億円となり、役務取引等収支合計では557億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別		国内	海外	相殺消去額 ()	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	大和銀行	38,816	276	125	38,967
		あさひ銀行	47,975	3	7,299	40,680
	当中間連結会計期間		72,567	264	56	72,776
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	大和銀行	6,629	12		6,642
		あさひ銀行	7,572			7,572
	当中間連結会計期間		8,806	12		8,818
うち為替業務	前中間連結会計期間	大和銀行	7,655	150	42	7,763
		あさひ銀行	13,067		31	13,036
	当中間連結会計期間		15,685	156		15,842
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	大和銀行	2,851			2,851
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間		2,816			2,816
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	大和銀行	6,898			6,898
		あさひ銀行	1,601			1,601
	当中間連結会計期間		10,997			10,997
うち代理業務	前中間連結会計期間	大和銀行	1,963	0		1,963
		あさひ銀行	1,665			1,665
	当中間連結会計期間		2,063			2,063
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	大和銀行	1,047			1,047
		あさひ銀行	1,191			1,191
	当中間連結会計期間		1,387			1,387
うち保証業務	前中間連結会計期間	大和銀行	1,849	7		1,856
		あさひ銀行	11,044		5,580	5,463
	当中間連結会計期間		9,452	7		9,460
役務取引等費用	前中間連結会計期間	大和銀行	12,762	83	46	12,799
		あさひ銀行	18,461	3	6,844	11,619
	当中間連結会計期間		17,011	55	56	17,010
うち為替業務	前中間連結会計期間	大和銀行	1,876	58	41	1,893
		あさひ銀行	2,627	3	31	2,599
	当中間連結会計期間		3,495	36		3,531

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

(A) 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は124億円、特定取引費用は0億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別		国内	海外	相殺消去額 ()	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	大和銀行	9,480			9,480
		あさひ銀行	3,569			3,569
	当中間連結会計期間		12,471			12,471
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	大和銀行	1,297			1,297
		あさひ銀行	23			23
	当中間連結会計期間		2,453			2,453
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	大和銀行				
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間		53			53
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	大和銀行	8,112			8,112
		あさひ銀行	3,338			3,338
	当中間連結会計期間		9,930			9,930
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	大和銀行	70			70
		あさひ銀行	207			207
	当中間連結会計期間		33			33
特定取引費用	前中間連結会計期間	大和銀行	9			9
		あさひ銀行	5			5
	当中間連結会計期間		0			0
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	大和銀行				
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間					
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	大和銀行	5			5
		あさひ銀行	5			5
	当中間連結会計期間					
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	大和銀行				
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間					
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	大和銀行	3			3
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間		0			0

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(B) 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は6,108億円、特定取引負債は398億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別		国内	海外	相殺消去額 ()	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	大和銀行	64,910			64,910
		あさひ銀行	625,762			625,762
	当中間連結会計期間		610,814			610,814
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	大和銀行	24,643			24,643
		あさひ銀行	13,517			13,517
	当中間連結会計期間		14,731			14,731
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	大和銀行	6			6
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間		117			117
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	大和銀行				
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間					
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	大和銀行				
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間					
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	大和銀行	25,148			25,148
		あさひ銀行	198,018			198,018
	当中間連結会計期間		54,047			54,047
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	大和銀行	15,111			15,111
		あさひ銀行	414,226			414,226
	当中間連結会計期間		541,917			541,917
特定取引負債	前中間連結会計期間	大和銀行	30,782			30,782
		あさひ銀行	190,883			190,883
	当中間連結会計期間		39,841			39,841
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	大和銀行	14,755			14,755
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間		2,679			2,679
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	大和銀行	11			11
		あさひ銀行	4			4
	当中間連結会計期間		22			22
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	大和銀行				
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間					
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	大和銀行				
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間					
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	大和銀行	16,013			16,013
		あさひ銀行	190,879			190,879
	当中間連結会計期間		37,137			37,137
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	大和銀行	1			1
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間		2			2

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

(A) 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別		国内	海外	相殺消去額 ()	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	大和銀行	10,923,536	15,443	89	10,938,890
		あさひ銀行	18,619,121		26,519	18,592,602
	当中間連結会計期間		20,307,896	18,942	295	20,326,544
うち流動性預金	前中間連結会計期間	大和銀行	6,563,009	11,161	89	6,574,080
		あさひ銀行	10,733,046		26,519	10,706,527
	当中間連結会計期間		12,031,239	11,947	295	12,042,891
うち定期性預金	前中間連結会計期間	大和銀行	3,930,330	3,827		3,934,158
		あさひ銀行	7,373,963			7,373,963
	当中間連結会計期間		7,600,087	6,817		7,606,905
うちその他	前中間連結会計期間	大和銀行	430,197	454		430,651
		あさひ銀行	512,111			512,111
	当中間連結会計期間		676,569	177		676,747
譲渡性預金	前中間連結会計期間	大和銀行	224,737			224,737
		あさひ銀行	305,580		34,000	271,580
	当中間連結会計期間		498,296			498,296
総合計	前中間連結会計期間	大和銀行	11,148,274	15,443	89	11,163,628
		あさひ銀行	18,924,701		60,519	18,864,182
	当中間連結会計期間		20,806,193	18,942	295	20,824,840

(注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金

2 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等であります。

(B) 国内・海外別貸出金残高の状況

(a) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成14年9月30日				平成15年9月30日	
	大和銀行		あさひ銀行		貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,145,614	100.00	16,540,757	100.00		
製造業	1,425,494	15.59	1,985,075	12.00		
農業	8,931	0.10	17,183	0.10		
林業	3,407	0.04	1,027	0.01		
漁業	1,780	0.02	1,866	0.01		
鉱業	2,606	0.03	32,195	0.20		
建設業	536,719	5.87	683,186	4.13		
電気・ガス・熱供給・水道業	48,750	0.53	40,141	0.24		
運輸・通信業	350,664	3.83	503,283	3.04		
卸売・小売業、飲食店	1,525,806	16.68	2,042,169	12.35		
金融・保険業	624,134	6.82	736,716	4.45		
不動産業	1,979,073	21.64	1,810,053	10.94		
サービス業	850,507	9.30	1,816,609	10.98		
地方公共団体	216,882	2.37	379,908	2.30		
その他	1,570,855	17.18	6,491,342	39.25		
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)					19,606,739	100.00
製造業					2,691,743	13.73
農業					19,129	0.10
林業					3,526	0.02
漁業					3,972	0.02
鉱業					23,650	0.12
建設業					920,292	4.69
電気・ガス・熱供給・水道業					72,996	0.37
情報通信業					331,327	1.69
運輸業					668,904	3.41
卸売・小売業					2,673,745	13.64
金融・保険業					907,078	4.63
不動産業					2,916,102	14.87
各種サービス業					2,199,541	11.22
地方公共団体					267,387	1.36
その他					5,907,340	30.13
海外および 特別国際金融取引勘定分	52,606	100.00	26,255	100.00	65,335	100.00
政府等	7,041	13.39	1,922	7.32	5,921	9.06
金融機関	3,290	6.25	9,072	34.56	5,201	7.96
その他	42,275	80.36	15,260	58.12	54,212	82.98
相殺消去額()			348,257			
合計	9,198,220		16,218,755		19,672,074	

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の内部取引等によるものであります。

3 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

(b) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別		国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成14年9月30日	大和銀行	インドネシア	54,905
		エクアドル	1
		ロシア連邦	0
		合計	54,907
		(資産の総額に対する割合：(％))	(0.41)
	あさひ銀行	インドネシア	287
		ブラジル	62
		アルゼンチン	7
		アルジェリア	5
		ブルガリア	3
合計		366	
	(資産の総額に対する割合：(％))	(0.00)	
平成15年9月30日		インドネシア	50,946
		アルジェリア	13
		アルゼンチン	7
		エクアドル	1
		ロシア連邦	0
		合計	50,969
		(資産の総額に対する割合：(％))	(0.15)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

(c) 国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別		国内	海外	相殺消去額 ()	合計
			金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	大和銀行	1,006,047			1,006,047
		あさひ銀行	2,156,667			2,156,667
	当中間連結会計期間		2,754,636			2,754,636
地方債	前中間連結会計期間	大和銀行	25,295			25,295
		あさひ銀行	135,862			135,862
	当中間連結会計期間		141,463			141,463
短期社債	前中間連結会計期間	大和銀行				
		あさひ銀行				
	当中間連結会計期間					
社債	前中間連結会計期間	大和銀行	158,451	68,200	68,200	158,451
		あさひ銀行	285,197			285,197
	当中間連結会計期間		569,417			569,417
株式	前中間連結会計期間	大和銀行	863,474			863,474
		あさひ銀行	823,701		106,996	716,705
	当中間連結会計期間		1,161,948			1,161,948
その他の証券	前中間連結会計期間	大和銀行	59,809	1,433	24,707	36,536
		あさひ銀行	165,805		3,756	162,049
	当中間連結会計期間		258,728	1,600	13,328	247,000
合計	前中間連結会計期間	大和銀行	2,113,078	69,633	92,907	2,089,805
		あさひ銀行	3,567,235		110,752	3,456,482
	当中間連結会計期間		4,886,195	1,600	13,328	4,874,467

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、提出会社1社です。

(A) 信託財産の運用 / 受入状況 (信託財産残高表)

資産

区分	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	391,363	33.90	287,447	18.36
有価証券	156,894	13.59	126,724	8.10
信託受益権	4,886	0.42	3,996	0.26
受託有価証券	385	0.03	28	0.00
金銭債権	151,233	13.10	489,406	31.26
動産不動産	237,749	20.59	280,625	17.93
土地の賃借権	1,857	0.16	1,977	0.13
その他債権	5,505	0.48	4,445	0.28
銀行勘定貸	200,595	17.37	352,271	22.50
現金預け金	4,196	0.36	18,444	1.18
合計	1,154,666	100.00	1,565,369	100.00

負債

区分	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	746,194	64.62	750,277	47.93
財産形成給付信託	2,451	0.21	2,213	0.14
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	385	0.03	28	0.00
金銭債権の信託	38,424	3.33	400,933	25.61
土地及びその定着物の信託	212,681	18.42	232,054	14.82
土地の賃借権の信託	4,940	0.43	4,935	0.32
包括信託	149,588	12.96	174,926	11.18
合計	1,154,666	100.00	1,565,369	100.00

(注) 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 79,670百万円

当中間連結会計期間末 75,836百万円

(B) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	6,964	1.78		
農業	1,588	0.40		
林業				
漁業	68	0.02		
鉱業				
建設業	3,946	1.01		
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.00		
運輸・通信業	1,503	0.38		
卸売・小売業、飲食店	12,171	3.11		
金融・保険業	67,807	17.33		
不動産業	78,926	20.17		
サービス業	13,508	3.45		
地方公共団体				
その他	204,877	52.35		
製造業			4,504	1.57
農業			1,535	0.53
林業				
漁業			56	0.02
鉱業				
建設業			3,213	1.12
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業			68	0.02
運輸業			1,404	0.49
卸売・小売業			7,301	2.54
金融・保険業			63,002	21.92
不動産業			44,892	15.62
各種サービス業			18,052	6.28
地方公共団体				
その他			143,420	49.89
合計	391,363	100.00	287,447	100.00

(注) 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

(C) 元本補てん契約のある信託の運用 / 受入状況

金銭信託

区分	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	360,542	50.20	254,962	42.49
有価証券	156,124	21.74	125,605	20.93
その他	201,554	28.06	219,511	36.58
資産計	718,220	100.00	600,079	100.00
元本	716,590	99.77	598,919	99.81
債権償却準備金	1,089	0.15	770	0.13
その他	541	0.08	390	0.06
負債計	718,220	100.00	600,079	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末

貸出金360,542百万円のうち、破綻先債権額は2,203百万円、延滞債権額は11,708百万円、3ヵ月以上延滞債権額は344百万円、貸出条件緩和債権額は15,670百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は29,927百万円であります。

当中間連結会計期間末

貸出金254,962百万円のうち、破綻先債権額は1,627百万円、延滞債権額は12,451百万円、3ヵ月以上延滞債権額は763百万円、貸出条件緩和債権額は8,182百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,025百万円であります。

(参考) 資産の査定額

資産の査定は、貸付有価証券、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日	平成15年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	60	97
危険債権	78	43
要管理債権	160	89
正常債権	3,306	2,319

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)		当中間会計期間 (百万円)
	大和銀行	あさひ銀行	
業務粗利益	128,269	203,062	212,328
うち信託報酬	3,992		1,458
うち信託勘定不良債権処理 損失	1,710		3,720
貸出金償却	648		3,720
買取機構への債権売却損	1,061		
経費(除く臨時処理分)	72,897	113,816	140,306
人件費	24,273	42,884	41,068
物件費	45,494	64,410	90,693
税金	3,130	6,521	8,544
一般貸倒引当金繰入額	11,358	12,200	33,788
業務純益	44,012	77,045	38,234
信託勘定償却前業務純益	45,723	77,045	41,955
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	57,082	89,245	75,743
うち債券関係損益	17,882	6,656	20,899
臨時損益	39,392	44,654	1,073,843
株式関係損益	1,978	1,715	14,984
銀行勘定不良債権処理損失	30,472	32,159	1,027,278
貸出金償却	30,138	28,848	390,428
個別貸倒引当金繰入額	401	443	546,175
債権売却損失引当金繰入額	860	512	25
買取機構への債権売却損	36	556	23
特定債務者支援引当金繰入額			82,932
特定海外債権引当勘定繰入額	54	2	209
その他の債権売却損等	1,614	2,688	7,955
その他臨時損益	6,941	14,210	31,580
経常利益 (は経常損失)	4,620	32,391	1,035,608
特別損益	1,848	7,833	153,853
うち動産不動産処分損益	158	7,915	6,672
うち事業再構築引当金繰入額			88,232
うち退職給付会計適用に伴う会計 基準変更時差異の一括費用処理額			54,811
うち厚生年金基金代行部分返上に 伴う損失			26,144
うち東京都から還付される事業税 及び加算金			13,117
税引前中間純利益 (は税引前中間純損失)	6,469	24,558	1,189,462
法人税、住民税及び事業税	789	210	142
法人税等調整額	1,738	7	286,523
中間純利益 (は中間純損失)	7,417	24,340	1,476,128

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 信託報酬 + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支
 2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
 3 信託勘定償却前業務純益 = 業務純益 + 信託勘定不良債権処理損失
 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 6 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
 7 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金繰入額

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)		当中間会計期間 (%)
	大和銀行	あさひ銀行	
(1) 資金運用利回	1.64	1.85	1.66
(イ)貸出金利回	1.92	2.10	1.94
(ロ)有価証券利回	0.68	0.74	0.63
(2) 資金調達利回	0.21	1.19	0.14
(イ)預金等利回	0.14	0.09	0.09
(ロ)外部負債利回	0.67	0.67	0.27
(3) 資金粗利鞘	-	1.43	1.52

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金
 3 前中間会計期間の株式会社あさひ銀行の「資金調達利回」には「資金調達原価」を、「資金粗利鞘」には「総資金利鞘」を記載しております。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)		当中間会計期間 (%)
	大和銀行	あさひ銀行	
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)		60.5	
業務純益ベース		52.2	
中間純利益ベース		16.5	

- (注) ROE =
$$\frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 銀行勘定

預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)		当中間会計期間 (百万円)
	大和銀行	あさひ銀行	
預金(未残)	10,931,677	18,619,121	20,336,944
預金(平残)	10,741,718	18,603,231	20,558,589
貸出金(未残)	9,204,877	16,134,855	19,510,385
貸出金(平残)	9,367,856	16,523,996	20,199,782

個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)		当中間会計期間 (百万円)
	大和銀行	あさひ銀行	
個人	5,013,695	11,765,849	10,349,467
法人その他	5,911,997	6,752,402	9,971,437
合計	10,925,693	18,518,251	20,320,905

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)		当中間会計期間 (百万円)
	大和銀行	あさひ銀行	
消費者ローン残高	1,689,903	5,880,965	5,523,406
うち住宅ローン残高	1,521,496	5,657,297	5,231,291
うちその他ローン残高	168,407	223,667	292,115

中小企業等貸出金

		前中間会計期間		当中間会計期間
		大和銀行	あさひ銀行	
中小企業等貸出金残高	百万円	6,693,767	12,530,103	14,707,981
総貸出金残高	百万円	9,174,224	16,108,600	19,471,921
中小企業等貸出金比率	/ %	72.96	77.78	75.53
中小企業等貸出先件数	件	289,069	702,446	658,878
総貸出先件数	件	290,561	704,227	661,212
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.48	99.74	99.64

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

- 2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	未残	716,590	598,919	117,671
	平残	727,857	582,165	145,692
貸出金	未残	360,542	254,962	105,579
	平残	400,076	279,314	120,761

元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	399,051	354,935	44,116
法人その他	317,538	243,984	73,554
合計	716,590	598,919	117,671

消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	253,930	187,525	66,405
うち住宅ローン残高	219,415	158,550	60,865
うちその他ローン残高	34,515	28,975	5,540

中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	319,292	215,111	104,181
総貸出金残高	百万円	391,363	287,447	103,916
中小企業等貸出金比率	/ %	81.58	74.83	6.74
中小企業等貸出先件数	件	16,900	12,115	4,785
総貸出先件数	件	16,983	12,191	4,792
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.51	99.37	0.13

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間				当中間会計期間	
	大和銀行		あさひ銀行		口数(件)	金額(百万円)
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)		
手形引受			160	1,142	102	778
信用状	3,590	30,159	2,662	18,675	4,746	36,765
保証	35,989	488,647	66,464	1,060,139	89,701	1,453,287
計	39,579	518,806	69,286	1,079,957	94,549	1,490,832

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年9月30日		平成15年9月30日	
		金額(百万円)			金額(百万円)
		大和銀行	あさひ銀行		
基本的項目	資本金	443,158	605,356	1,051,799	
	うち非累積の永久優先株 (注1)	209,485	200,349		
	新株式払込金				
	資本剰余金			1,032,200	
	利益剰余金	18,440	74,959	1,543,556	
	連結子会社の少数株主持分	88,443	80,739	281,795	
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 ()	67,900	70,600	249,200	
	その他有価証券の評価差損()	179,693	158,285		
	自己株式払込金				
	自己株式()				
	為替換算調整勘定	9,569	0	1,207	
	営業権相当額()				
	連結調整勘定相当額()		4,270		
	計 (A)	360,778	598,500	821,030	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)		70,600	70,600		
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		82,413	58,961	
	一般貸倒引当金	59,300	95,577	125,591	
	負債性資本調達手段等	322,920	514,060	572,141	
	うち永久劣後債務 (注3)	182,708	417,160	390,191	
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注4)	140,212	96,900	181,950	
	計	382,220	692,051	756,694	
うち自己資本への算入額 (B)	360,778	598,500	756,694		
控除項目	控除項目 (注5) (C)	8,000	4,917	13,876	
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	713,557	1,192,083	1,563,848	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,749,007	14,192,960	17,751,984	
	オフ・バランス取引項目	739,077	1,099,477	2,342,639	
	計 (E)	9,488,084	15,292,437	20,094,623	
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		7.52	7.79	7.78	

- (注) 1 当行の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成14年 9月30日		平成15年 9月30日
		金額(百万円)		金額(百万円)
		大和銀行	あさひ銀行	
基本的項目	資本金	443,158	605,356	1,051,799
	うち非累積的永久優先株 (注1)	209,485	200,349	
	新株式払込金			
	資本準備金			980,000
	その他資本剰余金			
	利益準備金	23,517	53,582	
	任意積立金			
	中間未処分利益	7,689	26,988	1,468,245
	その他 ()	67,900	70,600	249,196
	その他有価証券の評価差損()	177,862	159,061	
	自己株式払込金			
	自己株式()			
	営業権相当額()			
	計 (A)	364,403	597,466	812,750
うちステップ・アップ金利 条項付の優先出資証券 (注2)		70,600	70,600	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額		82,413	58,961
	一般貸倒引当金	57,979	93,089	113,983
	負債性資本調達手段等	322,920	514,060	572,141
	うち永久劣後債務 (注3)	182,708	417,160	390,191
	うち期限付劣後債務及び 期限付優先株 (注4)	140,212	96,900	181,950
	計	380,899	689,563	745,086
	うち自己資本への算入額 (B)	364,403	597,466	745,086
控除項目	控除項目 (注5) (C)	25,000	3,083	28,083
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	703,807	1,191,849	1,529,754
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	8,526,967	13,891,575	17,257,493
	オフ・バランス取引項目	749,791	1,002,723	979,930
	計 (E)	9,276,758	14,894,298	18,237,423
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		7.58	8.00	8.38

- (注) 1 当行の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載していません。
- 2 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

()優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 3 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成24年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	681億5,000万円	718億8,000万円
払込日	平成14年9月27日	平成15年2月20日
配当率	平成25年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。	平成24年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当行普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行なわなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書(注)1が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書(注)2が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当行優先株式(注)3への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)4不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当行が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当行優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当行の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当行が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

発行体	Resona Preferred Capital (Cayman) 6 Limited	Resona Preferred Securities (Cayman) 6 Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)	平成20年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	Series A 330億円 Series B 202億円	Series A 326億円 Series B 249億円
払込日	平成15年3月28日	平成15年3月28日
配当率	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。	Series A 平成20年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップなし。 Series B 変動配当率。ステップ・アップなし。
配当支払日	毎年7月5日。ただし当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。	同左
強制配当条項	ある会計年度について当行普通株式に対する配当を行なった場合、その会計年度終了直後の配当支払日(強制配当支払日)に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。ただし、以下の条件による制約を受ける。 (1) 損失吸収事由証明書(注)1が交付されていないという条件 (2) 優先株式配当制限が生じていないという条件(生じた場合には適用された限度まで配当が制限される) (3) 配当可能利益制限証明書(注)2が交付されていないという条件(交付された場合には適用された限度まで配当が制限される)	同左
優先株式配当制限	当行優先株式(注)3への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで制限される。	同左
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)4不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。	同左
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、本優先出資証券への配当の支払は停止され、停止された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 当行が損失吸収事由証明書を交付した場合 (2) 当行優先株式に対する配当を支払わなかった場合 (3) 当行の可処分配当可能利益がない場合 (4) 配当支払日が強制配当日でなく、かつ当行が当該配当支払日に一切配当を支払わないことを指示する旨の配当制限通知書を交付した場合	同左
残余財産請求権	当行優先株式と実質的に同順位	同左

(注) 1 損失吸収事由証明書

当行に財政危機または潜在的な財政危機に伴う一定の事由(損失吸収事由)が発生し継続している場合に当行が発行体に交付する証明書。(ただし、損失吸収事由が以下の の場合には、その交付は当行の裁量による。)損失吸収事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。

清算事由の発生(清算手続の開始、破産宣告、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出)

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始決定、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当行の債権者に送付された場合

監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を公的管理下におくことまたは第三者に譲渡することを宣言した場合

連結自己資本比率または基本的項目の比率が適用ある銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合

債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合

債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合

2 配当可能利益制限証明書

当行のある会計年度の可処分配当可能利益が当該会計年度中に到来する本優先出資証券の配当支払日における配当金総額を下回る場合に当行が発行体に交付する、当該会計年度の可処分配当可能利益を記載した証明書。

3 当行優先株式

当行により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

4 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の配当可能利益から、当該会計年度中に当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該会計年度に当行優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したものの。ただし、当行の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当行の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行なう。

(参考) 資産の査定額

資産の査定は、「金融機能再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸付有価証券、貸付金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成14年9月30日		平成15年9月30日 (億円)
	大和銀行 (億円)	あさひ銀行 (億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,877	1,489	4,746
危険債権	6,016	5,137	9,970
要管理債権	5,201	6,798	11,648
正常債権	84,938	160,052	182,578

(参考) 銀信合算

債権の区分	平成14年9月30日		平成15年9月30日 (億円)
	大和銀行 (億円)	あさひ銀行 (億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,937	1,489	4,844
危険債権	6,094	5,137	10,014
要管理債権	5,361	6,798	11,737
正常債権	88,244	160,052	184,897

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

今般の措置を受け、当行は、お客さま、株主の皆さま、および地域社会にとって本当に価値のある銀行に生まれ変わるため、「サービス」、「収益構造」、「資産構造」、「企業風土」の4つの改革に取り組んでまいります。

まず、「サービスの改革」につきましては、サービス業の原点に立ち返り、お客さまにとって本当に価値のあるサービスを提供していくため、お客さまの利便性の向上、品質の高い商品・サービスの提供、商品・サービス提供のスピードアップに取り組んでまいります。

「収益構造の改革」につきましては、中小企業向け貸出やローンの増強を目指すとともに、適正な利鞘確保の徹底、手数料収益等の増強により、従来の「量の拡大」から「質の向上」に転換を図ってまいります。また、人員削減の前倒し、各種経費の徹底的な削減等を通してローコスト・オペレーションを実現してまいります。

「資産構造の改革」につきましては、管理会計上「再生勘定」に分離した不良債権について、早期の再生手続き、正常債権化に取り組んでいくとともに、価格変動リスクの大きい保有株式の残高圧縮を進めます。また、統合リスク管理、信用リスク管理体制の強化を通して、各種リスクの増大を未然に防ぐ体制を構築してまいります。

「企業風土の改革」につきましては、内向きの経営から脱却し、お客さまや株主の皆さまの方を向いた透明性の高い健全な経営を目指し、コンプライアンスの強化、お客さま重視の姿勢の徹底や収益マインドの向上といった社員の意識改革に取り組みます。また、様々な変革を迅速に実行に移すスピード感ある経営を目指し、業務運営のスピードアップに取り組んでまいります。

これらの改革により、当行は、新生「りそな」として生まれ変わります。また、地域に密着した金融機関としての姿勢を堅持し、これまで以上に地域のお客さまを大切にする方針を徹底してまいりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4 【経営上の重要な契約等】

(株式会社りそなホールディングスと株式会社りそな銀行との株式交換契約)

当行が本年5月30日に行いました公的資金の申請について、内閣総理大臣より同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定をいただきました。

この決定を受け、本年6月10日、当行は預金保険機構に対し、総額1兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式を発行することを決議し、またりそなホールディングスと当行は、りそな銀行の当該新株式とりそなホールディングス株式にかかる株式交換契約を締結いたしました。

当該契約書は、平成15年6月27日開催のりそなホールディングス株主総会および平成15年7月1日開催の当行株主総会において、それぞれ承認可決されました。

この株式交換は、当行が預金保険機構に対して発行する株式をりそなホールディングスが取得するとともに、りそなホールディングスが預金保険機構に対して同社株式を割当交付し、預金保険機構がりそなホールディングスの株主となることによって、グループのコーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンスの徹底を図ることを目的としております。

株式交換契約書の概要は以下のとおりです。

(1) 株式交換の日

平成15年8月7日

(2) 株式交換により、りそなホールディングスが増加すべき資本金および資本準備金

株式交換により、りそなホールディングスが増加すべき資本金の額は、9,800億円です。また、りそなホールディングスが増加すべき資本準備金の額は、株式交換の日に当行に現存する純資産の額に当行の発行済株式の総数に対する本件株式交換によりりそなホールディングスに移転する株式の数の割合を乗じた額から、上記の増加すべき資本金の額を控除した額です。

(3) 株式交換比率

りそなホールディングスが株式交換に際して発行する新株の種類および数は下記のとおりです。りそなホールディングスは、かかる新株を株式交換の日の前日の最終の当行の株主名簿に記載された株主のうち、りそなホールディングス自身を除く株主にたいして下記のとおり割合をもって割当交付します。なお、本件については、メリルリンチ日本証券株式会社より、財務的見地から妥当である旨の意見表明を受けております。

りそなホールディングスが 発行する新株の種類および数		割当交付の割合	
株式の種類	株式の総数	当行の株式の種類	割当交付する りそなホールディングス株式
普通株式	5,700,739,000株	普通株式 1株	普通株式 0.22株
第1種第一回優先株式	2,750,000,000株	第1種第一回優先株式 1株	第1種第一回優先株式 0.22株
第2種第一回優先株式	2,817,807,861株	第2種第一回優先株式 1株	第2種第一回優先株式 0.22株
第3種第一回優先株式	2,750,000,000株	第3種第一回優先株式 1株	第3種第一回優先株式 0.22株

以上

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
広島支店	広島県	新築(借室)	銀行店舗		596	平成15年6月

当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数
				面積(㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
旧木更津支店、 同駐車場	千葉県	売却	銀行店舗	884	78	15		93	
旧鷺谷支店	東京都	売却	銀行店舗	628	865	26		891	
旧下一色支店	愛知県	売却	銀行店舗	922	201	9		210	
旧堀留支店駐車場	東京都	売却	銀行店舗	157	53	20		74	
社宅等19件	大阪府、京都市他	売却他	寮・社宅他	18,761	1,911	178		2,090	
千里センター他2件	大阪府他	購入	事務センター他	7,359	2,163	7,031	1	9,195	
鶴橋支店他16箇所	大阪府、兵庫県他	購入	銀行店舗	16,837	5,954	1,932		7,887	

2 【設備の新設、除却等の計画】

当行は、集中再生期間における不動産関連費用の削減に向けて、店舗形態の変革、共同店舗化、寮社宅の廃止、遊休不動産等の早期処分を図る予定であります。なお、当該処分等により見込まれる損失については事業再構築引当金を計上しております。

新たに確定した重要な設備の除却等の計画は次のとおりであります。

区分	店舗名その他	所在地	設備の内容	変更の内容
所有不動産	旧茅場町支店他27箇所	東京都、大阪府他	銀行店舗	店舗の廃止等
賃借物件	旧京都支店他27箇所	東京都、大阪府他	銀行店舗	店舗の廃止等

また、新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
大阪本社ビル	大阪市	購入	店舗・事務所	27,354		自己資金	平成15年12月	平成15年12月
金剛支店	大阪府	新築(所有)	銀行店舗	442	89	自己資金	平成15年9月	平成16年3月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	405,000,000,000
甲種優先株式	10,970,000
乙種優先株式	680,000,000
丁種優先株式	340,000
戊種優先株式	240,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	443,819,527,550

(注1) 「普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

(注2) 丁種優先株式につきましては、定款記載の「発行する株式の総数」は、340,000株となっておりますが、当中間会計期間の末日までに、2,000株が普通株式に転換されております。

また、平成15年11月28日、94,000株が普通株式に転換され、244,000株となっております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成15年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成15年12月25日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	30,797,278,548	30,798,475,238		議決権あり(注1, 11)
甲種第一回優先株式	10,970,000	同左		(注2, 3)
乙種第一回優先株式	680,000,000	同左		(注2, 4)
丁種第一回優先株式	338,000	244,000		(注1, 2, 5, 11)
戊種第一回優先株式	240,000,000	同左		(注2, 6)
己種第一回優先株式	80,000,000	同左		(注2, 7)
第1種第一回優先株式	12,500,000,000	同左		議決権あり(注8)
第2種第一回優先株式	12,808,217,550	同左		議決権あり(注9)
第3種第一回優先株式	12,500,000,000	同左		議決権あり(注10)
計	69,616,804,098	69,617,906,788		

(注1) 提出日現在の発行株式数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

(注2) 平成15年6月25日開催の当行第1期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号附則第3条)ならびに当行定款第9条の5の規定により甲種、乙種、丁種、戊種および己種第一回優先株式は当行の株主総会における議決権を有しております。

(注3) 甲種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 甲種優先配当金

甲種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり甲種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において甲種優先中間配当金を支払ったときは、当該甲種優先中間配当金を控除した額とする。

甲種第一回優先株式の発行価格(1,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の年率を乗じて算出した額とする。

(a) 平成17年3月31日までの各営業年度については、年率2.475%

(b) 平成17年4月1日以降は、平成17年6月25日及び、以降、5年ごとの6月25日に(5年円円スワップ・レート+1.0%)×0.6という算式により計算される年率とする。

非累積条項

ある営業年度において甲種優先株主に対して支払う利益配当金の額が甲種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

甲種優先株主に対しては、甲種優先配当金を超えて配当は行わない。

甲種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の甲種優先株主に対し、普通株主に先立ち、甲種優先中間配当金を支払う。甲種優先株式1株当たりの甲種優先中間配当金の額は、甲種優先配当金の2分の1とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、甲種優先株主に対し普通株主に先立ち、甲種優先株式1株につき1,000円を支払う。甲種優先株主に対しては、上記1,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成10年7月26日から平成37年7月25日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

甲種優先株式1株につき、発行する普通株式数は、4,000株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成11年7月26日以降平成36年7月26日まで毎年7月26日(以下「修正日」という)に、下記の算式により計算される転換比率に修正される。

修正後転換比率が0.2未満となる場合は0.2とし、4.0を超える場合は4.0とする。

下記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ50取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

(a) 平成11年7月26日以降、平成16年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

(b) 平成17年7月26日以降、平成36年7月26日までの各修正日

$$\text{修正後転換比率} = \frac{1,000\text{円}}{\text{時価}}$$

転換比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成37年7月25日までに転換請求のなかった甲種優先株式は、平成37年7月26日をもって、所定の算式により得られる数の普通株式に一斉転換される。

(6) 議決権条項

甲種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

甲種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。甲種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(注4) 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

乙種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金を控除した額とする。

乙種第一回優先株式配当金の額は乙種優先株式1株につき6円36銭とする。

非累積条項

ある営業年度において乙種優先株主に対して支払う利益配当金の額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金を超えて配当は行わない。

乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先中間配当金を支払う。乙種優先株式1株当たりの乙種優先中間配当金の額は、乙種優先配当金の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記600円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成11年6月30日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は、3.429株とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成12年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下「修正日」という)に、下記の算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{600\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

修正後転換比率が、3.429を超える場合は3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

転換比率の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換比率を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年3月31日までに転換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、所定の算式により得られる数の普通株式に一斉転換される。

(6) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

乙種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。乙種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(注5) 丁種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丁種優先配当金

丁種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年10円の優先配当金を支払う。

ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

丁種優先株主に対しては、丁種優先配当金を超えて配当は行わない。

丁種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の丁種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丁種優先中間配当を支払う。丁種優先株式1株当たりの丁種優先中間配当金の額は、丁種優先配当金の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丁種優先株主に対し普通株主に先立ち、丁種優先株式1株につき2,000円を支払う。丁種優先株主に対しては上記2,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成15年3月1日より平成19年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

丁種優先株式は157円10銭の転換価額で普通株式に転換することができる。

転換価額の修正

転換価額は平成15年10月1日以降平成18年10月1日まで毎年10月1日(以下、転換価額修正日という)に、その時点での時価に修正される。

時価とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が修正前転換価額を上回る場合は、修正前転換価額をもって修正後転換価額とし、また、修正後転換価額が157円10銭を下回る場合は、157円10銭とする。

転換価額の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

- (5) 普通株式への一斉転換
平成19年7月31日までに転換請求のなかった丁種優先株式は平成19年8月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。
- (6) 議決権条項
丁種優先株主は株主総会において議決権を有しない。
- (7) 新株予約権等
丁種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。丁種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(注6) 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 戊種優先配当金
 - 戊種優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円38銭の優先配当金を支払う。
ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。
 - 非累積条項
ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
 - 非参加条項
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金を超えて配当は行わない。
 - 戊種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先中間配当を支払う。戊種優先株式1株当たりの戊種優先中間配当金の額は、戊種優先配当金の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250円を支払う。戊種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への転換
 - 転換を請求し得べき期間
平成15年3月1日より平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - 転換価額
戊種優先株式は113円80銭の転換価額で普通株式に転換することができる。
 - 転換価額の修正
また、転換価額は平成15年7月1日以降平成21年7月1日まで毎年7月1日(以下、転換価額各修正日という)に、その時点での時価に修正される。
時価とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
 - 転換価額の調整
今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、転換価額を調整する。
- (5) 普通株式への一斉転換
平成21年11月30日までに転換請求のなかった戊種優先株式は平成21年12月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。
- (6) 議決権条項
戊種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。戊種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(注7) 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

己種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。

ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金を超えて配当は行わない。

己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の2分の1を上限とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成15年7月1日より平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額

己種優先株式は113円80銭の転換価額で普通株式に転換することができる。

転換価額の修正

転換価額は平成15年7月1日以降平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、転換価額修正日という)に、その時点での時価に修正される。

時価とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後転換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。

転換価額の調整

今後当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、転換価額を調整する。

(5) 普通株式への一斉転換

平成26年11月30日までに転換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって、所定の算式により得られる普通株式に一斉転換される。

(6) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株予約権等

己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(注8) 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第1種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円LIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第1種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成18年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が6円16銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。

また、第1種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(注9) 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

第2種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第2種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第2種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成20年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が4円40銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(注10) 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

第3種優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき平成16年3月31日に終了する営業年度については、20銭とする。平成16年4月1日以降は、第3種優先株式1株につき、その払込金相当額(44円)に、それぞれの営業年度ごとに下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率 = ユーロ円LIBOR(1年物) + 0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

非累積条項

ある営業年度において、第3種優先株主に対して支払う利益配当金の額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。

第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

甲種優先株式、乙種優先株式、丁種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも転換できるものとする。

転換価額

当初転換価額は、平成22年7月1日(以下転換開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初転換価額が3円74銭(ただし、下記により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の修正

当初転換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に交換比率を掛けた額(以下修正後転換価額という)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

(5) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
また、第3種優先株主には、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(注11) 平成15年11月28日、丁種第一回優先株式94,000株が普通株式1,196,690株に転換されております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年6月25日 (注1)		5,896,113		443,158	154,316	
平成15年7月1日 (注2)	63,720,667	69,616,780	980,000	1,423,158	980,000	980,000
平成15年8月12日 (注3)		69,616,780	371,359	1,051,799		980,000
平成15年9月29日 (注4)	23	69,616,804		1,051,799		980,000

(注1) 平成15年6月25日開催の定時株主総会の決議により、当期末処理損失に充当したため、資本準備金が154,316百万円減少しております。

(注2) 平成15年7月1日、公的資金の受入により以下のとおり新株式を発行したため、発行済株式総数が63,720,667千株、資本金が980,000百万円、資本準備金が980,000百万円増加しております。

新株式の種類	発行形態		発行価格	資本組入額
普通株式	有償	第三者 (預金保険機構)割当	1株につき11円44銭	1株につき5円72銭
第1種第一回優先株式	有償	同上	1株につき44円	1株につき22円
第2種第一回優先株式				
第3種第一回優先株式				

(注3) 平成15年6月25日開催の定時株主総会の決議により、平成15年8月12日に繰越損失の填補のため減資を行い、資本金が371,359百万円減少しております。

(注4) 丁種第一回優先株式の普通株式への転換によるものであります。

(注5) 平成15年11月28日に丁種第一回優先株式の普通株式への転換により、当該優先株式94千株が減少し、普通株式1,196千株が増加しております。その結果、発行済株式総数は、1,102千株増加し、69,617,906千株となりました。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30,797,278	100.00
計		30,797,278	100.00

(注) 平成15年7月1日、公的資金の受入に伴う新株式の発行により預金保険機構が主要株主になりましたが、平成15年8月7日、株式交換により株式会社りそなホールディングスが主要株主になっております。

甲種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	10,970	100.00
計		10,970	100.00

乙種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680,000	100.00
計		680,000	100.00

丁種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	338	100.00
計		338	100.00

戊種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240,000	100.00
計		240,000	100.00

己種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80,000	100.00
計		80,000	100.00

第1種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計		12,500,000	100.00

(注) 平成15年7月1日、公的資金の受入に伴う新株式の発行により預金保険機構が主要株主になりましたが、平成15年8月7日、株式交換により株式会社りそなホールディングスが主要株主になっております。

第2種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,808,217	100.00
計		12,808,217	100.00

(注) 平成15年7月1日、公的資金の受入に伴う新株式の発行により預金保険機構が主要株主になりましたが、平成15年8月7日、株式交換により株式会社りそなホールディングスが主要株主になっております。

第3種第一回優先株式

平成15年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計		12,500,000	100.00

(注) 平成15年7月1日、公的資金の受入に伴う新株式の発行により預金保険機構が主要株主になりましたが、平成15年8月7日、株式交換により株式会社りそなホールディングスが主要株主になっております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成15年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,797,278,000 甲種第一回優先株式 10,970,000 乙種第一回優先株式 680,000,000 丁種第一回優先株式 338,000 戊種第一回優先株式 240,000,000 己種第一回優先株式 80,000,000 第1種第一回優先株式 12,500,000,000 第2種第一回優先株式 12,808,217,000 第3種第一回優先株式 12,500,000,000	普通株式 30,797,278 甲種第一回優先株式 10,970 乙種第一回優先株式 680,000 丁種第一回優先株式 338 戊種第一回優先株式 240,000 己種第一回優先株式 80,000 第1種第一回優先株式 12,500,000 第2種第一回優先株式 12,808,217 第3種第一回優先株式 12,500,000	各種類の株式の内容は「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
単元未満株式	普通株式 548 第2種第一回優先株式 550		1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	69,616,804,098		
総株主の議決権		69,616,803	

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

当行の株式は、証券取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会等に登録されておられません。

3 【役員 の 状 況】

(1) 取 締 役 の 状 況

新 任 役 員

役 名	職 名	氏 名	生 年 月 日	略 歴		所 有 株 式 数 (千 株)
取 締 役 兼 代 表 執 行 役 副 社 長		西 島 康 二	昭 和 24 年 5 月 15 日	昭 和 48 年 4 月 平 成 9 年 5 月 平 成 11 年 2 月 平 成 12 年 6 月 平 成 13 年 4 月 平 成 13 年 7 月 平 成 14 年 3 月 平 成 14 年 10 月 平 成 15 年 5 月 平 成 15 年 6 月 平 成 15 年 10 月	協 和 銀 行 入 行 あ さ ひ 銀 行 浜 松 支 店 長 同 洪 谷 支 店 長 同 関 連 事 業 部 長 同 執 行 役 員 関 連 事 業 部 担 当 同 執 行 役 員 企 画 部 長 大 和 銀 行 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 執 行 役 員 企 画 部 長 り そ な ホ ー ル デ ィ ン グ ス 執 行 役 員 企 画 部 長 同 執 行 役 員 企 画 部 長 兼 企 画 部 統 合 推 進 室 長 同 常 務 執 行 役 経 営 企 画 部 門 (企 画 部 ・ 財 務 部 ・ 広 報 部) 担 当 埼 玉 り そ な 銀 行 取 締 役 (非 常 勤) り そ な 銀 行 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 副 社 長 (現 任)	

退 任 役 員

役 名	職 名	氏 名	退 任 年 月 日
取 締 役 兼 代 表 執 行 役 副 頭 取		水 田 廣 行	平 成 15 年 9 月 30 日

役 職 の 異 動

新 役 名 及 び 職 名	旧 役 名 及 び 職 名	氏 名	異 動 年 月 日
取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長	取 締 役 兼 代 表 執 行 役 頭 取	野 村 正 朗	平 成 15 年 10 月 1 日
取 締 役 兼 代 表 執 行 役	取 締 役 (非 常 勤)	川 田 憲 治	平 成 15 年 10 月 1 日

(2) 執行役の状況

新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
執行役	名古屋支店長	渡辺 真也	昭和26年9月8日	昭和50年4月 平成7年4月 平成11年6月 平成13年4月 平成13年10月 平成13年11月 平成14年6月 平成15年1月 平成15年3月 平成15年9月 平成15年10月	協和銀行 入行 あさひ銀行 関連事業部副部長 同 融資企画部長 同 法人統括部長 同 法人統括部長兼法人営業部長 同 法人部長 同 横浜地域営業部長兼地域営業第一部長 同 横浜支店長 りそな銀行 横浜支店長 同 横浜支店長兼横浜中央支店長 同 執行役 名古屋支店長(現任)	
執行役	システム部長	田中 卓	昭和27年9月10日	昭和50年4月 平成10年7月 平成13年4月 平成14年6月 平成15年3月 平成15年10月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 御堂筋支店長 同 営業統括部ローン事業部長 同 船場支店長 りそな銀行 船場支店長 同 執行役 システム部長(現任) りそなホールディングス 執行役 業務管理部システム企画室長(現任) 奈良銀行 取締役(非常勤)(現任)	
執行役	東京中央支店長	沼田 郁男	昭和27年11月9日	昭和51年4月 平成9年11月 平成11年7月 平成13年4月 平成13年7月 平成14年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成15年10月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 坂戸支店長 同 支店統括部業務推進役 同 秘書室秘書役 同 秘書室長 同 営業統括部長 りそな銀行 東京営業統括部付部長 同 東京中央支店長 同 執行役 東京中央支店長(現任)	
執行役	事務管理部担当	松尾 誠人	昭和29年2月16日	昭和51年4月 平成10年7月 平成13年2月 平成13年4月 平成13年10月 平成13年11月 平成14年3月 平成14年10月 平成15年2月 平成15年3月 平成15年10月	協和銀行 入行 青木建設 出向 あさひ銀行 支店統括部(大阪分室)業務推進役 同 地域営業推進部(大阪分室)業務推進役 同 本部監査局長 同 業務監査部付部長 大和銀ホールディングス 法人部長 りそなホールディングス 法人部長 りそな銀行 融資第一部付部長 同 大阪融資第二部長 同 執行役 事務管理部担当(現任)	
執行役	福岡支店長兼 福岡中央支店長	小谷 明	昭和28年10月9日	昭和52年4月 平成10年1月 平成12年4月 平成14年3月 平成15年3月 平成15年6月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 堺支店長 同 八尾支店長 同 営業統括部支店第一部長 りそな銀行 大阪営業推進第一部長 同 八重洲口支店長 同 執行役 福岡支店長兼福岡中央支店長(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
執行役	不動産事業部長	下川 信	昭和29年5月24日	昭和53年4月 平成10年7月 平成13年10月 平成15年3月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 人事部次長兼健康開発室長 同 天六支店長 りそな銀行 天六支店長 同 執行役 不動産事業部長(現任)	
執行役	マーケティング戦略部担当	広富 靖以	昭和29年6月15日	昭和53年4月 平成8年4月 平成10年11月 平成11年4月 平成13年4月 平成15年1月 平成15年3月 平成15年5月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 久留米支店長 同 本店営業部次長 同 本店営業第二部長 同 御堂筋支店長 同 総合企画部企画部次長 りそな銀行 企画部次長 同 企画部長 同 執行役 マーケティング戦略部担当(現任)	
執行役	東京営業推進部長	桔梗 芳人	昭和30年2月5日	昭和53年4月 平成10年7月 平成12年4月 平成15年1月 平成15年3月 平成15年10月	協和銀行 入行 あさひ銀行 企画部副部長 同 大阪営業部営業第二部長 同 大阪中央営業部営業第二部長 りそな銀行 大阪中央営業部営業第二部長 同 執行役 東京営業推進部長(現任)	
執行役	ローン事業部担当	喜沢 弘幸	昭和30年7月21日	昭和53年4月 平成10年9月 平成11年10月 平成13年12月 平成14年3月 平成14年10月 平成15年6月 平成15年8月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 営業企画部(東京)次長 同 企画部(東京)次長 同 企画部(東京)次長兼大和銀ホールディングス 企画部次長 大和銀ホールディングス 企画部部付部長 りそなホールディングス 企画部部付部長 りそな銀行 事務局(東京)業務役 同 大手町営業部営業第三部長 同 執行役 ローン事業部担当(現任)	
執行役	企画部担当 (業革推進室および財務を除く)	上林 義則	昭和30年10月15日	昭和53年4月 平成10年7月 平成13年7月 平成13年9月 平成13年12月 平成14年10月 平成15年6月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年10月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 企画部広報室長 同 総合企画部企画部次長兼広報室長 同 総合企画部企画部次長 大和銀ホールディングス 企画部次長 りそなホールディングス 企画部次長 同 企画部部付部長 同 企画部長 りそな銀行 執行役 企画部担当(現任) りそなホールディングス 執行役 企画部担当(現任) 近畿大阪銀行 取締役(非常勤)(現任)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
執行役	人材サービス部長	山岡 和馬	昭和29年3月18日	昭和53年4月 平成10年10月 平成11年4月 平成12年6月 平成15年2月 平成15年4月 平成15年7月 平成15年9月 平成15年9月 平成15年10月 平成15年10月	日本長期信用銀行 入行 同 審査部 参事役 東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 開発推進部門 担当課長 同 事業創造本部 事業推進部門 担当課長 ジェイアール東日本パーソナルサービス 出向 ビジネスサポート事業本部長 ジェイアール東日本パーソナルサービス 出向 常務取締役 ビジネスサポート事業本部長 りそなホールディングス 監査部 部付部長 同 人事部長 りそな銀行 人事部部付部長 同 執行役 人材サービス部長(現任) りそなホールディングス 執行役 業務管理部人事企画室長(現任)	
執行役	企画部業革推進室長	永井 正哲	昭和32年1月19日	昭和54年4月 平成10年7月 平成13年7月 平成15年1月 平成15年3月 平成15年8月 平成15年9月 平成15年10月 平成15年10月	大和銀行 入行 同 秘書室秘書役 同 高槻支店長 同 御堂筋支店長 りそな銀行 御堂筋支店長 りそなホールディングス 企画部 部付部長 同 競争力向上委員会事務局部長 りそな銀行 執行役 企画部業革推進室長(現任) りそなホールディングス 執行役 競争力向上委員会事務局部長(現任)	
執行役	融資企画部長	田村 泰博	昭和31年11月26日	昭和55年4月 平成10年4月 平成11年11月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年10月	協和銀行 入行 あさひ銀行 支店統括部副部長 同 支店統括部副部長兼企画部副部長 同 支店統括部副部長兼戦略事業部副部長 同 支店統括部副部長 同 融資企画部長 りそな銀行 融資企画部長 同 執行役 融資企画部長(現任)	
執行役	企画部(財務)担当	東 和浩	昭和32年4月25日	昭和57年4月 平成10年5月 平成11年11月 平成12年4月 平成12年6月 平成12年7月 平成13年4月 平成15年3月 平成15年6月 平成15年6月 平成15年10月 平成15年10月	埼玉銀行 入行 あさひ銀行 鶴ヶ島支店長 同 企画部副部長 同 戦略事業部副部長 同 事業開発部副部長 同 企画部副部長 同 企画部次長 りそなホールディングス 企画部 次長 同 企画部部付部長 同 財務部長 りそな銀行 執行役 企画部(財務)担当(現任) りそなホールディングス 執行役 財務部長(現任)	

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務執行役	大手町営業部長	塩田 修	平成15年9月30日
常務執行役	総務部担当、事務部担当	松村 正之	平成15年9月30日
常務執行役	大阪営業部長	南 俊光	平成15年9月30日
常務執行役	東京営業部長	青山 直樹	平成15年9月30日
執行役	内部管理部担当	横大路 啓司	平成15年9月30日
執行役	営業推進本部長	村上 吉男	平成15年9月30日
執行役	企画部担当	松下 正美	平成15年9月30日
執行役	融資企画部担当 大阪融資第一部担当 大阪融資第二部担当	牧 志 実	平成15年9月30日
執行役	システム部長	前 中 潔	平成15年9月30日

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 信託業務部担当	執行役 信託業務室担当	平野 隼 彬	平成15年10月1日
執行役 融資管理部長	執行役 大阪融資第三部長 大阪事業管理部担当	梶 田 邦 治	平成15年10月1日
執行役 大阪融資第一部担当 東京融資第一部担当	執行役 東京融資第二部長	檜 垣 誠 司	平成15年10月1日
執行役 大阪営業部長	執行役 大阪公務部長	高 橋 邦 夫	平成15年10月1日
執行役 大阪営業推進部長	執行役 大阪営業統括部長 大阪不動産部担当	岡 村 裕	平成15年10月1日
執行役 総合資金部長	執行役 資金証券部長	邨 上 義 一	平成15年10月1日
執行役 大阪融資第二部担当 東京融資第二部担当	執行役 東京融資第三部長 東京事業管理部担当	石 村 等	平成15年10月1日
執行役 東京営業部長	執行役 東京営業統括部長 東京不動産部担当	安 田 健	平成15年10月1日
執行役 リスク統括部長	執行役 市場営業部長	中 村 重 治	平成15年10月1日
執行役 大手町営業部長	執行役 人事部担当	田 浦 義 明	平成15年10月1日
執行役 コーポレート事業部 担当	執行役 東京融資第一部長	山 口 伸 淑	平成15年10月1日

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3 当行は、平成15年3月1日を合併期日として、株式会社あさひ銀行と合併しております。このため、前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)の中間財務諸表は、株式会社大和銀行及び株式会社あさひ銀行の中間連結財務諸表並びに中間財務諸表を表示しております。

- 4 前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)及び当中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

また、株式会社あさひ銀行の前中間連結会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び朝日監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		大和銀行		あさひ銀行		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)									
現金預け金	8	1,093,042	8.07	788,336	3.29	2,462,842	7.57	1,703,582	4.88
コールローン及び買入手形		29,348	0.22	118,800	0.49	104,621	0.32	108,109	0.31
債券貸借取引支払保証金		11,335	0.08	1,056	0.00	7,576	0.02	6,349	0.02
買入金銭債権						6	0.00	10,006	0.03
特定取引資産	8	64,910	0.48	625,762	2.61	610,814	1.88	511,998	1.47
金銭の信託		26,631	0.20	40,046	0.17	51,025	0.16	70,450	0.20
有価証券	1, 2,8	2,089,805	15.43	3,456,482	14.41	4,874,467	14.99	5,114,724	14.65
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	9,198,220	67.94	16,218,755	67.60	19,672,074	60.50	21,444,269	61.40
外国為替	7	56,384	0.42	94,504	0.39	95,056	0.29	164,215	0.47
その他資産	8	425,840	3.14	685,093	2.85	913,544	2.81	972,260	2.78
動産不動産	8, 11, 12	194,612	1.44	559,704	2.33	637,698	1.96	646,567	1.85
繰延税金資産		292,162	2.16	463,330	1.93	43,534	0.14	401,185	1.15
連結調整勘定				4,270	0.02			2,939	0.01
支払承諾見返		436,531	3.22	1,390,782	5.80	4,365,074	13.43	4,432,462	12.69
貸倒引当金		372,219	2.75	454,467	1.89	1,307,736	4.02	666,396	1.91
投資損失引当金		7,115	0.05			15,062	0.05		
資産の部合計		13,539,490	100.00	23,992,456	100.00	32,515,539	100.00	34,922,723	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)				当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		大和銀行		あさひ銀行		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
預金		10,938,890	80.79	18,592,602	77.49	20,326,544	62.51	22,354,064	64.01
譲渡性預金		224,737	1.66	271,580	1.13	498,296	1.53	414,926	1.19
コールマネー及び売渡手形	8	566,420	4.18	1,042,800	4.35	3,721,453	11.45	5,025,209	14.39
売現先勘定	8	999	0.01	325,996	1.36	304,479	0.94	283,991	0.81
債券貸借取引受入担保金	8	74,066	0.55			96,432	0.30		
コマーシャル・ペーパー				20,000	0.08			6,000	0.02
特定取引負債		30,782	0.23	190,883	0.80	39,841	0.12	44,641	0.13
借入金	8, 13	295,671	2.18	553,066	2.30	529,641	1.63	544,718	1.56
外国為替		5,922	0.04	3,302	0.01	12,667	0.04	24,709	0.07
社債	14	158,973	1.18	344,460	1.44	374,991	1.15	392,550	1.12
信託勘定借		200,595	1.48			352,271	1.08	267,600	0.77
その他負債	8, 10	240,976	1.78	457,424	1.91	657,695	2.02	696,502	1.99
賞与引当金		2,352	0.02	4,873	0.02			5,742	0.02
退職給付引当金		896	0.01	2,170	0.01	9,573	0.03	2,920	0.01
債権売却損失引当金				6,600	0.03	777	0.00	4,201	0.01
特定債務者支援引当金						82,932	0.26		
事業再構築引当金						88,232	0.27		
特別法上の引当金		187	0.00	0	0.00	157	0.00	12	0.00
繰延税金負債						755	0.00	600	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11			72,487	0.30	52,999	0.16	55,842	0.16
連結調整勘定		456	0.00			322	0.00		
支払承諾		436,531	3.22	1,390,782	5.80	4,365,074	13.43	4,432,462	12.69
負債の部合計		13,178,460	97.33	23,279,031	97.03	31,515,139	96.92	34,556,698	98.95
(少数株主持分)									
少数株主持分		88,693	0.66	81,043	0.34	283,325	0.87	280,763	0.80
(資本の部)									
資本金		443,158	3.27	605,356	2.52	1,051,799	3.24	443,158	1.27
資本剰余金						1,032,200	3.17	206,516	0.59
利益剰余金		18,441	0.14	74,959	0.31	1,543,557	4.75	601,391	1.72
土地再評価差額金	11			110,654	0.46	78,025	0.24	82,211	0.24
その他有価証券評価差額金		179,693	1.33	158,589	0.66	99,815	0.31	35,702	0.10
為替換算調整勘定		9,569	0.07	0	0.00	1,207	0.00	9,531	0.03
資本の部合計		272,336	2.01	632,381	2.63	717,075	2.21	85,262	0.25
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		13,539,490	100.00	23,992,456	100.00	32,515,539	100.00	34,922,723	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		大和銀行		あさひ銀行		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		214,526	100.00	337,620	100.00	468,991	100.00	441,737	100.00
資金運用収益		106,324		197,599		227,928		232,444	
(うち貸出金利息)		(93,221)		(180,489)		(203,610)		(202,634)	
(うち有価証券利息 配当金)		(9,483)		(14,313)		(19,613)		(21,714)	
信託報酬		3,992				1,458		7,809	
役務取引等収益		38,967		40,680		72,776		84,201	
特定取引収益		9,480		3,569		12,471		16,219	
その他業務収益		38,058		61,200		51,721		48,011	
その他経常収益	1	17,704		34,571		102,636		53,051	
経常費用		210,897	98.31	305,846	90.59	1,498,849	319.59	754,105	170.71
資金調達費用		18,875		25,168		28,675		38,855	
(うち預金利息)		(9,939)		(10,400)		(11,912)		(20,036)	
役務取引等費用		12,799		11,619		17,010		28,761	
特定取引費用		9		5		0		51	
その他業務費用		9,365		38,844		36,893		8,979	
営業経費		105,280		128,719		217,958		230,260	
その他経常費用	2	64,566		101,489		1,198,309		447,196	
経常利益 (は経常損失)		3,629	1.69	31,773	9.41	1,029,858	219.59	312,367	70.71
特別利益	3	2,156	1.01	192	0.06	25,593	5.46	5,009	1.13
特別損失	4	2,048	0.96	8,133	2.41	178,865	38.14	3,660	0.83
税金等調整前中間(当期) 純利益(は税金等調整前 中間(当期)純損失)		3,736	1.74	23,833	7.06	1,183,129	252.27	311,018	70.41
法人税、住民税及び事業税		1,733	0.81	1,220	0.36	2,082	0.44	1,869	0.42
法人税等調整額		2,138	1.00	2,204	0.65	286,726	61.14	268,730	60.84
少数株主利益 (は少数株主損失)		390	0.18	442	0.13	89	0.02	994	0.23
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		4,532	2.11	24,374	7.22	1,472,027	313.87	580,624	131.44

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		大和銀行 金額(百万円)	あさひ銀行 金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高		404,449	509,486	206,516	404,449
資本剰余金増加高				980,000	206,516
増資による 資本剰余金増加高				980,000	
合併に伴う 資本剰余金増加高					206,516
資本剰余金減少高		404,449	509,486	154,316	404,449
欠損てん補による 資本準備金取崩		404,449	509,486	154,316	404,449
資本剰余金 中間期末(期末)残高				1,032,200	206,516
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高		390,541	461,548	601,391	390,541
利益剰余金増加高		408,982	536,508	529,861	404,691
中間(当期)純利益		4,532	24,374		
減資による欠損てん補				371,359	
欠損てん補による 資本準備金取崩		404,449	509,486	154,316	404,449
土地再評価差額金取崩			2,647	4,185	241
利益剰余金減少高				1,472,027	615,541
中間(当期)純損失				1,472,027	580,624
合併に伴う 利益剰余金減少高					34,917
利益剰余金 中間期末(期末)残高		18,441	74,959	1,543,557	601,391

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
		大和銀行 金額(百万円)	あさひ銀行 金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー					
税金等調整前中間 (当期)純利益 (は税金等調整前 中間(当期)純損失)		3,736	23,833	1,183,129	311,018
減価償却費		13,041	37,811	48,385	38,091
連結調整勘定償却額		136	1,270	3,336	339
持分法による 投資損益()		461	19	847	358
貸倒引当金の増加額		47,640	130,804	641,340	135,148
投資損失引当金の 増加額		7,070		15,062	45
債権売却損失引当金 の増加額		3,935	3,995	3,423	3,918
特定債務者支援引当金 の増加額				82,932	
事業再構築引当金の 増加額				88,232	
賞与引当金の増加額		268	81	5,746	315
退職給付引当金の 増加額		309	4,025	6,648	510
資金運用収益		106,324	197,599	227,928	232,444
資金調達費用		18,875	25,168	28,675	38,855
有価証券関係損益()		13,055	5,749	24,636	182,586
金銭の信託の 運用損益()		53	3	396	245
為替差損益()		2,928	2,582	7,851	280
動産不動産 処分損益()		165	8,098	7,034	1,680
証券事故損失		1,788			
特定取引資産の 純増()減		6,218	51,627	99,539	187,180
特定取引負債の 純増減()		3,533	2,902	13,359	164,288
貸出金の純増()減		414,383	1,021,525	1,772,194	283,042
預金の純増減()		28,771	313,187	2,027,520	829,206
譲渡性預金の 純増減()		320,591	38,240	83,369	330,012
借入金(劣後特約付 借入金を除く)の 純増減()		5,180	16,500	11,909	11,075
預け金(日銀預け金を 除く)の純増()減		67,489	6,759	51,737	224,635
コールローン等の 純増()減		19,316	27,800	13,487	98,147

	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		大和銀行	あさひ銀行	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払 保証金の純増()減		2,208	1,056	1,227	2,777
コールマネー等の 純増減()		200,744	673,904	1,283,269	582,755
コマースナル・ ペーパーの純増減()				6,000	4,000
債券貸借取引受入 担保金の純増減()		419,622		96,432	493,689
外国為替(資産)の 純増()減		1,026	19,996	69,158	27,919
外国為替(負債)の 純増減()		186	57	12,042	6,667
普通社債の発行・ 償還による純増減()			7,100		
信託勘定借の 純増減()		8,149		84,671	73,315
資金運用による収入		110,933	209,005	231,454	249,440
資金調達による支出		16,598	26,546	30,936	50,669
その他		40,139	256,744	3,738	60,413
小計		570,655	420,369	1,654,888	778,410
法人税等の支払額		1,280	6,412	4,317	1,728
営業活動による キャッシュ・フロー		571,935	426,781	1,659,205	780,139
投資活動による キャッシュ・フロー					
有価証券の取得 による支出		2,613,515	7,237,387	5,793,406	5,403,819
有価証券の売却 による収入		2,889,965	6,807,346	6,068,832	5,674,477
有価証券の償還 による収入		197,687	140,158	195,264	226,442
金銭の信託の増加 による支出		28,000		61,986	32,000
金銭の信託の減少 による収入		4,000		81,409	4,024
動産不動産の取得 による支出		7,739	32,440	47,440	42,521
動産不動産の売却 による収入		97	6,097	7,511	7,285
連結子会社株式の 売却による収入			12,400		
投資活動による キャッシュ・フロー		442,495	303,825	450,183	433,887

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		大和銀行	あさひ銀行	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー					
劣後特約付借入に よる収入		14,000			19,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		48,500	76,000	27,000	130,500
劣後特約付社債の 償還による支出		53,041	43,759	16,200	142,539
株式の発行による収入				1,960,000	
少数株主への株式 の発行による収入			800		
優先出資証券の 発行による収入		68,150			178,850
配当金支払額			12		
少数株主への 配当金支払額		294	23	420	290
財務活動による キャッシュ・フロー		19,686	118,995	1,916,379	75,479
現金及び現金同等物 に係る換算差額		368	74	201	962
現金及び現金同等物 の増加額		148,758	849,677	707,558	420,768
現金及び現金同等物 の期首残高		1,114,935	1,512,214	1,611,074	1,114,935
合併に伴う現金及び 現金同等物の増加額					916,907
子会社の合併に伴う 現金及び現金同等物の 増加額				0	
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高		966,177	662,537	2,318,632	1,611,074

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>当行は、当連結会計年度末において、国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回り、銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)第1条第1項及び第2項の表の「第1区分」に該当したため、平成15年5月17日、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>また、当行を子会社とする銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスは、当連結会計年度末において、第二基準に係る連結自己資本比率が4%を下回り、銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)第3条第1項の表の「第1区分」に該当したため、同日、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。</p> <p>当該状況を踏まえ、内閣総理大臣は、同日、金融危機対応会議の議を経て、当行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。</p> <p>これを受けて、当該状況を解消すべく、平成15年5月30日に当行は預金保険機構に対して、総額1兆9,600億円の公的資金による資本増強の申込みを行うとともに、当行と同社は、平成15年6月2日に、金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」提出しました。この資本増強の申込みに関しましては、平成15年6月10日に内閣総理大臣により同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>当行ではこの決定を受け、平成15年6月10日の臨時株主総会で、発行する株式の総数を増加させる旨の定款変更が決議されました。</p> <p>これを受けて、当行は、同日の取締役会において預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式を発行することを決議いたしました。なお、新株発行は、平成15年7月1日を予定しております。</p> <p>さらに、当行および株式会社りそなホールディングスは、平成15年6月10日に、株式交換契約を締結いたしました。当行が預金保険機構に対して発行する株式を同社が取得するとともに、同社が預金保険機構に対して同社株式を割当交付し、預金保険機構が同社の株主となります。</p> <p>当行では、これらを実行することを通じて、自己資本の十分な回復を図る予定です。</p> <p>連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映しておりません。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 27社 主要な会社名 コスモ証券株式会社 株式会社大和銀カード 大和ギャランティ株式会社 大和ファクター・リース株式会社 Daiwa Bank (Capital Management) Plc. P.T.Bank Daiwa Perdanja なお、Resona Preferred Capital (Cayman) 3 Limited は、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 19社 主要な会社名 あさひ銀保証株式会社 あさひカード株式会社 なお、あさひ信託銀行株式会社は、売却により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。 また、あさひ銀総合サービス株式会社は、当中間連結会計期間において連結子会社であるあさひ銀キャリアサービス株式会社と合併いたしました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi S/C Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 43社 主要な会社名 株式会社コスモ証券 株式会社大和銀カード あさひカード株式会社 大和ファクター・リース株式会社 あさひ銀リース株式会社 大和モーゲージ株式会社は、連結子会社である共同抵当証券株式会社と合併いたしました。 共に連結子会社である大和銀企業投資株式会社及びあさひ銀事業投資株式会社は合併し、社名をりそなキャピタル株式会社といたしました。 共に連結子会社である株式会社大和銀総合研究所及び株式会社あさひ銀総合研究所は、株式会社近畿大阪中小企業研究所と合併し、社名をりそな総合研究所株式会社といたしました。 WSR Servicing Company, Inc. は、清算により当中間連結会計期間から連結の範囲より除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 47社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Resona Preferred Capital (Cayman)3 Limited、Resona Preferred Capital (Cayman)6 Limited、Resona Preferred Securities (Cayman)6 Limited、は設立により当連結会計年度から連結しております。 あさひカード株式会社他17社は、株式会社あさひ銀行との合併により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi S/C Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	(2) 持分法適用の関連会社 2社 主要な会社名 日本トラスティ・サ ービス信託銀行株式 会社	(2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 あさひリテール証券 株式会社	(2) 持分法適用の関連会社 3社 会社名 日本トラスティ・サ ービス信託銀行株式 会社 日本トラスティ情報 システム株式会社 あさひリテール証券 株式会社	(2) 持分法適用の関連会社 3社 会社名 日本トラスティ・サ ービス信託銀行株式 会社 日本トラスティ情報 システム株式会社 あさひリテール証券 株式会社
	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 0社	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 主要な会社名 Asahi S/C Ltda.	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda.	(3) 持分法非適用の非連結 子会社 主要な会社名 Asahi S/C Ltda.
	(4) 持分法非適用の関連会 社 0社	(4) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 Triangle Asset Management Limited 持分法非適用の非連 結子会社及び関連会社 は、中間純損益(持分 に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う 額)等からみて、持分 法の対象から除いても 中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から 除いております。	(4) 持分法非適用の関連会 社 会社名 Triangle Asset Management Limited 持分法非適用の非連 結子会社及び関連会社 は中間純損益(持分 に見合う額)及び利益剰 余金(持分に見合う額) 等からみて、持分法の 対象から除いても中間 連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、 持分法の対象から除い ております。	(4) 持分法非適用の関連会 社 会社名 Triangle Asset Management Limited 持分法非適用の非連 結子会社及び関連会社 は、当期純損益(持分 に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う 額)等からみて、持分 法の対象から除いても 連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、 持分法の対象から除い ております。
3 連結子会社の (中間)決算日 等に関する事 項	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであり ます。 6月末日 6社 9月末日 21社	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであり ます。 6月末日 2社 9月末日 17社	(1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであり ます。 6月末日 7社 9月末日 36社	(1) 連結子会社の決算日は 次のとおりでありま す。 12月末日 8社 3月末日 39社
	(2) 上記の子会社について は、それぞれの中間決 算日の財務諸表により 連結しております。 中間連結決算日と上記 の中間決算日との間に 生じた重要な取引につ いては、必要な調整を 行っております。	(2) 同左	(2) 同左	(2) 上記の子会社について は、それぞれの決算日 の財務諸表により連結 しております。 連結決算日と上記の決 算日との間に生じた重 要な取引については、 必要な調整を行って おります。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、またそれ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、建物については定額法、動産については定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分し計上しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 2年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、建物については定額法を、動産については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ソフトウェア 同左</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	<p>合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、当行に準じた基準に則り資産の自己査定を行い、必要と認められた額を引き当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社の保有する破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は320,970百万円であります。</p>	<p>保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p> <p>なお、当行及び一部の連結子会社の破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は578,955百万円あります。</p>	<p>債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として</p>	<p>を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			<p>債権額から直接減額しており、その金額は1,180,371百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は871,418百万円であります。なお、当連結会計年度より、平成15年2月24日に公表された日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」等の趣旨を踏まえ、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権についてDCF法を適用したことに伴い、経常損失は、従来の方によった場合に比べ、22,160百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、主として、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。		(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左		(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～8年)による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異(77,584百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(131,866百万円)については、平成12年度において退職給付信託の設定により40,413百万円を一時費用処理するとともに、残額については主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～8年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理 一部の連結子会社の会計基準変更時差異については、9年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。 (会計方針の変更) 当行の会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年～8年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年～10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、主として10年による按分額を費用処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			<p>この費用処理に伴い、「その他資産」は49,804百万円減少、「退職給付引当金」は5,007百万円増加及び「税金等調整前中間純損失」は54,811百万円増加しております。</p> <p>(追加情報) 当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。</p> <p>この処理に伴い、「税金等調整前中間純損失」は26,144百万円増加し、また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、114,284百万円であります。</p>	
		(8) 債権売却損失引当金の計上基準 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			(9) 特定債務者支援引当金の計上基準 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	
			(10) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステムのアウトソーシング等、店舗統廃合、希望退職制度の実施及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。	
	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金0百万円及び証券取引責任準備金187百万円であり、次のとおり計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 0百万円 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 157百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、当行は、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は、証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条の規定に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 12百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、当行は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。
	(イ) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。			

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	<p>(ロ)証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、当行は証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより、国内の証券業を営む連結子会社は証券取引法第51条及び証券会社に関する内閣府令第35条に基づき、それぞれ算出した額を計上しております。</p>			
	<p>(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式等を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しては、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(14)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p>	<p>(10)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しては、当中間連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナショナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			<p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は3,149百万円増加、「その他資産」は3,868百万円増加、「特定取引負債」は9,503百万円増加及び「その他負債」は2,485百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は11,434百万円増加、「その他負債」は11,434百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>前の方法により処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額を受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
				<p>一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	(11)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11)リース取引の処理方法 同左	(13)リース取引の処理方法 同左	(11)リース取引の処理方法 同左
	(12)重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査	(12)重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委	(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リス	(12)重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	<p>委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>一部の連結子会社につきましては、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジを行っております。</p>	<p>クをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりますが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は58,776百万円、繰延ヘッジ利益は78,028百万円です。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置</p>	<p>委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			<p>を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>(八)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			<p>した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>一部の連結子会社につきましては、繰延ヘッジを行っております。</p>	
	(13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同左	(13)消費税等の会計処理 同左
				(14)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。 これによる当連結会計年度の資産及び資本に与える影響はありません。 なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
				<p>1株当たり当期純利益に関する会計基準「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)
大和銀行	あさひ銀行	
<p>(中間連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前中間連結会計期間において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」(前中間連結会計期間末7,911百万円)及び「その他負債」に含めて表示していた「債券貸付取引担保金」(前中間連結会計期間末244,102百万円)は、当中間連結会計期間から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。</p>	<p>(中間連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前中間連結会計期間において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」(前中間連結会計期間末 - 百万円)及び「その他負債」に含めて表示していた「債券貸付取引担保金」(前中間連結会計期間末13,140百万円)は、当中間連結会計期間から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。</p>	
<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 前中間連結会計期間における「債券借入取引担保金の純増()減」、「債券貸付取引担保金の純増減()」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金の純増()減」、「債券貸借取引受入担保金の純増減()」として記載しております。</p>	<p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 (1) 前中間連結会計期間における「債券借入取引担保金の純増()減」、「債券貸付取引担保金の純増減()」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金の純増()減」、「債券貸借取引受入担保金の純増減()」として記載しております。 (2) 前中間連結会計期間における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。</p>	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>当行のその他有価証券のうち時価のある株式については、前中間連結会計期間は中間連結決算日の市場価格により評価しておりましたが、前連結会計年度より連結決算日の市場価格から連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく評価に変更しております。これは、平成13年12月の持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」設立による経営統合に伴う親子会社間の会計方針統一のためであります。なお、前中間連結会計期間において中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均で評価した場合には、前中間連結会計期間の経常損失及び税金等調整前中間純損失は7,328百万円減少し、その他有価証券評価差額金は7,369百万円増加いたします。</p>			
<p>(外貨建取引等会計基準) 当行は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、</p>	<p>(外貨建取引等会計基準) 当行は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>また、異なる通貨での資金調達・運用を動機と</p>	<p>スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物外国為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>また、異なる通貨での資金調達・運用を動機と</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>	<p>し、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>同左</p>		
			<p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金5,191百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金11,394百万円の請求を認める判決を</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は2,300百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は7,822百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、2,871百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。</p> <p>また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改政府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改政府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改政府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改政府条例および平成15年改政府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は6,581百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、2,415百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>1 有価証券には、関連会社の株式16,940百万円を含んでおります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に33,363百万円含まれております。また、貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に10,874百万円含まれております。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は90,843百万円、当中間連結会計期間末に当該処分せずに所有しているものは1,578百万円であります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式2,262百万円及び出資金234百万円が含まれております。</p> <p>2 貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に11,713百万円含まれております。現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は1,058百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間連結会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式19,053百万円及び出資金234百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に36,079百万円含まれております。また、貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に13,808百万円含まれております。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,300百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは969百万円あります。</p>	<p>1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式20,228百万円及び出資金234百万円が含まれております。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に36,572百万円含まれております。また、貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に8,165百万円含まれております。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券は、78,100百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しており、すべて担保に差し入れています。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は66,576百万円、延滞債権額は683,954百万円であります。ただし、左記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、276百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は73,377百万円、延滞債権額は671,149百万円あります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は391百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は119,526百万円、延滞債権額は1,244,371百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は117,897百万円、延滞債権額は756,908百万円あります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、12,951百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,052百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は103,789百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は38,318百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は53,112百万円であり ます。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は514,888百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は643,903百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,182,491百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,479,724百万円であり ます。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,281,472百万円であり ます。ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、276百万円であり ます。 なお、3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。	6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,492,219百万円であり ます。ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は391百万円であり ます。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。	6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,584,707百万円であり ます。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。	6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,407,641百万円であり ます。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、12,951百万円であり ます。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり ます。

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は222,461百万円であります。	7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は229,105百万円であります。	7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は361,611百万円であります。	7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、473,918百万円であります。
8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 60百万円 特定取引資産 4,906百万円 有価証券 711,367百万円 貸出金 450,598百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー及び売渡手形 548,000百万円 売現先勘定 999百万円 借入金 34,600百万円 債券貸借取引受入担保金 73,742百万円	8 担保に供している資産は、次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 50,000百万円 特定取引資産 310,967百万円 有価証券 2,141,246百万円 貸出金 618,081百万円 その他資産 18,150百万円 担保提供資産に対応する債務 預金 49,477百万円 コールマネー及び売渡手形 939,300百万円 売現先勘定 325,996百万円 借入金 105,920百万円 その他負債 25,023百万円	8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 特定取引資産 308,845百万円 有価証券 2,502,624百万円 貸出金 579,938百万円 その他資産 18,816百万円 担保提供資産に対応する債務 コールマネー及び売渡手形 632,600百万円 売現先勘定 304,479百万円 債券貸借取引受入担保金 96,133百万円 借入金 53,331百万円 その他負債 26,735百万円	8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 現金預け金 150百万円 特定取引資産 285,982百万円 有価証券 2,642,327百万円 貸出金 628,486百万円 その他資産 18,163百万円 担保資産に対応する債務 コールマネー及び売渡手形 1,880,400百万円 売現先勘定 283,991百万円 借入金 78,603百万円

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,077百万円、有価証券602,530百万円、貸出金13,689百万円、その他資産15,469百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は97,603百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は509百万円であります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,771,039百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が3,679,574百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるもの</p>	<p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券425,081百万円、その他資産4,561百万円を差し入れております。</p> <p>また、関係会社等の借入金の担保として、現金預け金15,000百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は23,770百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は7百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,196,344百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,157,768百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるもの</p>	<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,167百万円、特定取引資産100百万円、有価証券514,949百万円、その他資産28,070百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は96,684百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は537百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,745,780百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が7,733,388百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるもの</p>	<p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金13,227百万円、特定取引資産640百万円、有価証券867,767百万円、その他資産34,456百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は103,505百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は396百万円あります。</p> <p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,444,620百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が7,324,701百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるもの</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>ではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>ではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は92,851百万円、繰延ヘッジ利益の総額は110,207百万円であります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>ではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は61,373百万円、繰延ヘッジ利益の総額は67,384百万円あります。</p> <p>11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>ではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は80,133百万円、繰延ヘッジ利益の総額は97,428百万円あります。</p> <p>11 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
	再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額57,569百万円
12 動産不動産の減価償却累計額 183,687百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 450,609百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 548,171百万円	12 動産不動産の減価償却累計額 555,375百万円
13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金210,000百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金342,000百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金286,250百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金313,250百万円が含まれております。
14 社債は、全額劣後特約付社債であります。	14 社債には、劣後特約付社債274,060百万円が含まれております。	14 社債には、劣後特約付社債306,291百万円が含まれております。	14 社債には、劣後特約付社債323,850百万円が含まれております。
15 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、合同運用指定金銭信託716,590百万円であります。		15 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託598,919百万円であります。	15 当行の受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、合同運用指定金銭信託596,348百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>1 その他経常収益には、株式等売却益 4,009百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸出金償却30,302百万円、貸倒引当金繰入額14,385百万円、投資損失引当金繰入額7,070百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、動産不動産処分益42百万円、償却債権取立益2,113百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、動産不動産処分損207百万円及び連結子会社であるコスモ証券株式会社の証券事故損失1,788百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益 16,074百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額18,564百万円 貸出金償却30,395百万円 株式等売却損5,788百万円 株式等償却8,046百万円 退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の費用処理額9,138百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、動産不動産処分益42百万円、償却債権取立益2,113百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、動産不動産処分損207百万円及び連結子会社であるコスモ証券株式会社の証券事故損失1,788百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益 76,834百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額632,811百万円 貸出金償却390,465百万円 特定債務者支援引当金繰入額82,932百万円 投資損失引当金繰入額15,062百万円 株式等売却損11,184百万円 株式等償却17,431百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解により、東京都から還付される事業税及び加算金13,117百万円 償却債権取立益4,970百万円 賞与引当金戻入益4,861百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、事業再構築引当金繰入額88,232百万円 退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額54,811百万円 厚生年金基金代行部分返上に伴う損失26,144百万円を含んでおります。</p>	<p>1 その他経常収益には、株式等売却益9,950百万円を含んでおります。</p> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額83,605百万円、貸出金償却92,571百万円、取引先支援のための債権放棄等による損失14,399百万円、株式等売却損18,499百万円、株式等償却194,721百万円を含んでおります。</p> <p>3 特別利益には、動産不動産処分益191百万円、償却債権取立益4,695百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別損失には、動産不動産処分損1,872百万円及び連結子会社であるコスモ証券株式会社の証券事故損失1,788百万円を含んでおります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
大和銀行		あさひ銀行			
現金及び現金同等物の 中間期末残高と中間連結 貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 平成14年9月30日現在		現金及び現金同等物の 中間期末残高と中間連結 貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 平成14年9月30日現在		現金及び現金同等物の 期末残高と連結貸借対照 表に掲記されている科目 の金額との関係 平成15年3月31日現在	
現金預け金 勘定	1,093,042百万円	現金預け金 勘定	788,336百万円	現金預け金 勘定	1,703,582百万円
日本銀行 以外への 預け金	126,865百万円	日本銀行 以外の金融 機関への 預け金	125,799百万円	日本銀行 以外への 預け金	92,508百万円
現金及び 現金同等物	966,177百万円	現金及び 現金同等物	662,537百万円	現金及び 現金同等物	1,611,074百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
(借主側)	(借主側)	(借主側)	(借主側)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額取得価額相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額取得価額相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額取得価額相当額	・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額取得価額相当額
動産 6,448百万円 その他 57百万円 合計 6,506百万円	動産 25,893百万円 その他 551百万円 合計 26,444百万円	動産 24,836百万円 その他 765百万円 合計 25,601百万円	動産 31,619百万円 その他 814百万円 合計 32,434百万円
減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額	減価償却累計額相当額
動産 4,287百万円 その他 43百万円 合計 4,330百万円	動産 16,086百万円 その他 255百万円 合計 16,342百万円	動産 18,130百万円 その他 362百万円 合計 18,493百万円	動産 21,490百万円 その他 322百万円 合計 21,813百万円
中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	中間連結会計期間末残高相当額	年度末残高相当額
動産 2,161百万円 その他 14百万円 合計 2,176百万円	動産 9,806百万円 その他 295百万円 合計 10,102百万円	動産 6,705百万円 その他 403百万円 合計 7,108百万円	動産 10,129百万円 その他 492百万円 合計 10,621百万円
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 890百万円 1年超 1,382百万円 合計 2,273百万円	1年内 4,926百万円 1年超 5,421百万円 合計 10,347百万円	1年内 4,146百万円 1年超 3,175百万円 合計 7,321百万円	1年内 5,245百万円 1年超 5,582百万円 合計 10,828百万円
・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 631百万円 減価償却費相当額 570百万円 支払利息相当額 32百万円	支払リース料 2,858百万円 減価償却費相当額 2,622百万円 支払利息相当額 82百万円	支払リース料 2,565百万円 減価償却費相当額 2,456百万円 支払利息相当額 76百万円	支払リース料 1,563百万円 減価償却費相当額 1,426百万円 支払利息相当額 57百万円
・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法	・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法	・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引
未経過リース料	・未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料
1年内 6百万円 1年超 11百万円 合計 18百万円	1年内 333百万円 1年超 216百万円 合計 550百万円	1年内 38百万円 1年超 36百万円 合計 74百万円	1年内 67百万円 1年超 173百万円 合計 240百万円

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	
大和銀行		あさひ銀行			
(貸主側)		(貸主側)		(貸主側)	
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引		1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高		・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高		・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高	
取得価額		取得価額		取得価額	
動産 101,723百万円		動産 199,053百万円		動産 283,672百万円	
その他 11,803百万円		その他 30,687百万円		その他 40,245百万円	
合計 113,526百万円		合計 229,740百万円		合計 323,917百万円	
減価償却累計額		減価償却累計額		減価償却累計額	
動産 56,686百万円		動産 95,329百万円		動産 147,098百万円	
その他 6,364百万円		その他 15,418百万円		その他 21,178百万円	
合計 63,050百万円		合計 110,748百万円		合計 168,276百万円	
中間連結会計期間末残高		中間連結会計期間末残高		中間連結会計期間末残高	
動産 45,037百万円		動産 103,723百万円		動産 136,573百万円	
その他 5,439百万円		その他 15,268百万円		その他 19,067百万円	
合計 50,476百万円		合計 118,992百万円		合計 155,640百万円	
・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額		・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額		・未経過リース料年度末残高相当額	
1年内 18,649百万円		1年内 40,318百万円		1年内 57,898百万円	
1年超 34,563百万円		1年超 78,439百万円		1年超 108,651百万円	
合計 53,212百万円		合計 118,757百万円		合計 166,550百万円	
・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額		・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額		・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	
受取リース料		受取リース料		受取リース料	
11,748百万円		24,519百万円		23,221百万円	
減価償却費		減価償却費		減価償却費	
10,361百万円		21,879百万円		20,486百万円	
受取利息相当額		受取利息相当額		受取利息相当額	
1,198百万円		2,296百万円		2,311百万円	
・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法		・利息相当額の算定方法	
リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。		リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。	
なお、上記に記載した貸主側の未経過リース料のうち23,592百万円を借入金等の担保に提供しております。		2オペレーティング・リース取引		2オペレーティング・リース取引	
		・未経過リース料		・未経過リース料	
		1年内 1,377百万円		1年内 1,297百万円	
		1年超 2,740百万円		1年超 2,504百万円	
		合計 4,117百万円		合計 3,801百万円	
		なお、上記1、2に記載した未経過リース料のうち98,064百万円を借入金等の担保に提供しております。		なお、上記1、2に記載した未経過リース料のうち106,510百万円を借入金等の担保に提供しております。	

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(株式会社大和銀行)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)
該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	945,433	755,963	189,469	24,536	214,006
債券	1,132,615	1,142,473	9,857	9,867	9
国債	997,160	1,006,047	8,887	8,896	9
地方債	24,727	25,295	567	567	
社債	110,727	111,130	403	403	
その他	16,664	16,321	342	1,271	1,614
合計	2,094,713	1,914,758	179,954	35,675	215,630

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、2,555百万円であります。また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりです。
- ・時価が取得原価に比べて30%以上下落したものは、自己査定に基づく債務者区分に応じて減損処理を行う。
 - ・時価が取得原価に比べて50%以上下落したものは、一律減損処理を行う。

3 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預け金	4,390
その他有価証券	
非上場事業債	47,321
非上場株式(店頭売買株式を除く)	90,569

前中間連結会計期間末(株式会社あさひ銀行)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0	0	

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	822,807	658,433	164,373	31,335	195,709
債券	2,385,085	2,395,318	10,232	10,754	521
国債	2,151,804	2,156,657	4,853	5,237	384
地方債	127,425	130,887	3,462	3,480	18
社債	105,856	107,773	1,916	2,036	119
その他	155,730	152,267	3,462	1,066	4,529
合計	3,363,623	3,206,020	157,603	43,156	200,759

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3 その他有価証券で時価のあるもののうち、取得原価に対する時価の下落率が50%程度以上の場合のほか、主として資産の自己査定結果など信用リスク等に係る評価結果を加味して、自己査定に基づく債務者区分「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に相当するもので取得原価に対する時価の下落率が30%以上の場合を「著しい下落」と判断し、これらにつき、回復する見込みがないものとして減損処理を行っております。
4 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて5,191百万円の減損処理を行っております。

3 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	182,398
非上場株式(店頭売買株式を除く)	56,009

当中間連結会計期間末

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0	0	

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	788,772	974,282	185,509	204,920	19,410
債券	3,216,837	3,197,642	19,194	5,675	24,870
国債	2,773,461	2,754,626	18,835	3,260	22,095
地方債	141,921	141,463	457	1,500	1,957
社債	301,454	301,552	98	915	817
その他	187,065	190,667	3,602	5,869	2,267
合計	4,192,675	4,362,592	169,917	216,465	46,548

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当中間連結会計期間における減損処理額は、545百万円(うち株式545百万円)であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。
時価が取得原価に比べて30%以上下落したものについては、時価が著しく下落したものに該当すると判断し、自己査定に基づく債務者区分に応じて回復可能性を判断しております。なお時価が取得原価に比べて50%以上下落したものについては回復可能性を見込まず一律減損処理を行っております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預け金	4,754
その他有価証券	
非上場内国債券	267,865
非上場外国証券	20,401
非上場株式(店頭売買株式を除く)	168,612

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	450,109	212

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	9	9	0	0	

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	1,182,584	1,132,050	50,534	46,266	96,800
債券	3,384,669	3,399,129	14,460	14,747	286
国債	3,065,245	3,075,942	10,696	10,792	95
地方債	98,516	100,769	2,253	2,374	121
社債	220,907	222,417	1,509	1,580	70
その他	146,991	148,185	1,194	3,154	1,960
合計	4,714,244	4,679,365	34,879	64,168	99,048

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として、当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、192,238百万円(うち株式192,235百万円、うちその他3百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は以下のとおりです。

時価が取得原価に比べて30%以上下落したのものについては、時価が著しく下落したものに該当すると判断し、自己査定に基づく債務者区分に応じて回復可能性を判断しております。なお時価が取得価格に比べて50%以上下落したのものについては回復可能性を見込まず一律減損処理を行っております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	5,674,477	33,501	19,677

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成15年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
譲渡性預け金	4,620
買入金銭債権	9,995
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	158,182
非上場内国債券	230,431
非上場外国証券	20,539

7 保有目的を変更した有価証券(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	932,265	2,406,634	289,906	765
国債	870,418	1,972,473	233,061	
地方債	1,758	62,552	36,459	
社債	60,088	371,608	20,386	765
その他	100,401	14,523	2,937	12,226
合計	1,032,666	2,421,157	292,844	12,991

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末(株式会社大和銀行)

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成14年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成14年9月30日現在)
時価のあるその他の金銭の信託はありません。
なお、時価のないその他の金銭の信託27百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

前中間連結会計期間末(株式会社あさひ銀行)

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成14年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成14年9月30日現在)
該当ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年9月30日現在)
時価のあるその他の金銭の信託はありません。
なお、時価のないその他の金銭の信託51,025百万円については、中間連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	70,422	

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在)
時価のあるその他の金銭の信託はありません。
なお、時価のないその他の金銭の信託27百万円については、連結貸借対照表上、取得原価で計上しております。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末(株式会社大和銀行)

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	179,954
その他有価証券	179,954
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	92
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	179,862
(-)少数株主持分相当額	174
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	179,693

前中間連結会計期間末(株式会社あさひ銀行)

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	157,603
その他有価証券	157,603
その他の金銭の信託	
(-)繰延税金負債	612
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	158,216
(-)少数株主持分相当額	304
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	68
その他有価証券評価差額金	158,589

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年 9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	169,917
その他有価証券	169,917
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	68,735
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	101,181
()少数株主持分相当額	1,429
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	63
その他有価証券評価差額金	99,815

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成15年 3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	34,879
その他有価証券	34,879
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	529
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	35,409
()少数株主持分相当額	304
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	35,702

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(株式会社大和銀行)

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	6,704	3	3
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	1,650,326	10,331	10,331
	金利オプション			
	キャップ	369,474	17	624
	フロアー	29,394	151	77
	スワップション	43	0	0
	合計		10,496	11,029

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	416,304	1,780	1,780
	為替予約	1,176	1	1
	通貨オプション			
	その他			

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、下記注2の取引は、上記記載から除いております。また、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。
2 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。
期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	84,873	157	157

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
店頭	為替予約	823,715
	通貨オプション	2,920,128
	その他	

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	92	0	0
	株式指数オプション			
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	7,152	4	4
	債券先物オプション			
	合計		4	4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

前中間連結会計期間末(株式会社あさひ銀行)

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	702,088	578	578
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	2,612,180	5,390	5,390
	金利オプション			
	キャップ	270,616	21	891
	フロアー	100	11	3
	その他	2,000		11
	合計		4,801	5,717

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	602,997	1,774	1,774
	その他			

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2の取引は、上記記載から除いております。

2 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。
 期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	158,741	698	698

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
取引所	通貨先物	
	通貨オプション	
店頭	為替予約	245,276
	通貨オプション	34,591
	その他	

(3) 株式関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物			
	株式指数オプション			
店頭	有価証券店頭オプション			
	有価証券店頭指数等スワップ			
	その他			
	合計			

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成14年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	9,117	4	4
	債券先物オプション			
店頭	債券店頭オプション			
	その他			
	合計		4	4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	209,116	79	79
	金利オプション			
店頭	金利先渡契約			
	金利スワップ	9,534,693	13,776	21,511
	金利オプション			
	キャップ	566,804	51	1,142
	フロアー	24,145	106	51
	スワップション	10,085	1	90
	合計		13,910	22,876

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	848,145	1,781	4,572
	為替予約	655,282	1,291	1,291
	通貨オプション	2,654,855	34	7,775
	その他			
	合計		3,106	11,056

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	596	33	33
	株式指数オプション			
	合計		33	33

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	12,932	47	47
	債券先物オプション			
	合計		47	47

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

該当ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

A 通貨関連

為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引

B 金利関連

金利スワップ取引、金利オプション取引、金利先物取引、金利先物オプション取引、金利先渡取引

C 債券関連

債券先物取引、債券先物オプション取引、債券現物オプション取引

D 株式関連

株式指数先物取引、株式指数オプション取引、有価証券店頭オプション取引

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お取引先の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当行が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

(A) お取引先のリスクヘッジニーズへの対応

お取引先は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当行のデリバティブ取引の中心は、このようなお取引先のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当行では、お取引先の様々なニーズに的確に対応するために、豊富な金融商品を取り揃えております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当行は次のような「行動基準」を制定し、お取引先と取引するにはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク、取引条件等について、必ず書面(提案書・リスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お取引先が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報等の提供

取引実行後、定期的又は必要に応じて時価情報等をお取引先に還元し、判断の一助とすること。

(B) 貸出金・預金等の金融資産・負債のヘッジ

当行は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクにつき、デリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ等を利用しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップ等を利用し、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。当該取引については、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。

なお、平成15年度からは検証方法等に係る規定を制定し、引続き厳正な管理を実施しています。

(C) トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、長短金利、債券・株価、外国為替等の相場変動によって損失が発生するリスクです。

信用リスクとは、取引相手先に債務不履行(デフォルト)が生じた場合に損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお取引先とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当行では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

(A) 市場リスク管理体制

当行の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っております。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しております。

また、市場リスク全体に対しては、半期毎に経営会議でバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下「V a R」という。)によるリスク限度を設定、日次で、リスク統括部がV a Rを計測し、リスク限度の遵守状況を管理するとともに、ポジション、損益の状況等と併せて経営陣宛報告を行っております。

子会社であるコスモ証券株式会社においても、証券会社特有の市場リスク管理について、その運用・権限・組織体制等を含めた「マーケットリスクの管理に関する規程」を取締役会で制定しており、これに基づき、市場取引部門から独立した業務管理部によるポジション・損益・V a Rの計測、チェック、経営陣への報告、及び経営企画部リスク管理統括室によるリスク計数の分析、関係部への必要な指示・指導等を行う体制としております。

今後とも、当行グループ全体のリスクを統一的に把握・管理する体制の整備を進めていきます。

(参考)

トレーディング取引のV a R値は次のとおりであります。

(ア)V a Rの範囲、前提等

A 対象範囲：当行及びコスモ証券株式会社のトレーディング取引

(ただし、コスモ証券株式会社のオプション性リスク、株式関連リスクを除く)

B 対象期間：平成14年4月1日から平成15年2月28日まで(合併前)

平成15年3月1日から平成15年3月31日まで(合併後)

C 信頼水準：片側99%

D 保有期間：10日

(イ) VaR実績値

対象期間	最大値(百万円)	最小値(百万円)	平均値(百万円)
平成14年4月1日 ～平成15年2月28日	542	128	278
平成15年3月1日 ～平成15年3月31日	564	224	372

(B) 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お取引先の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	115,700	13,880	26	26
	買建	225,078	12,416	29	29
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,827,882	1,463,772	48,990	48,990
	受取変動・支払固定	1,932,332	1,374,549	31,636	31,636
	受取変動・支払変動	309,510	263,310	55	55
	キャップ				
	売建	348,165	118,633	2,684	2,154
	買建	293,970	97,495	1,413	698
	フロアー				
	売建	12,000	12,000	484	425
	買建	16,875	16,631	628	502
スワップション					
	売建	85	84	0	0
	買建				
	合計			16,286	18,945

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	927,070	698,302	657	657
	為替予約				
	売建	163		0	0
	買建	840		8	8
	合計			648	648

- (注) 1 取引所取引はありません。
- 2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、下記注4の取引は、上記記載から除いております。
 また、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。
- 3 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。
- 4 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。
 期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
通貨スワップ	84,194	547	547

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
 引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等(百万円)
店頭	為替予約	
	売建	325,518
	買建	390,397
	通貨オプション	
	売建	1,146,341
	買建	1,251,875

(注) 取引所取引はありません。

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	79		0	0
	買建				
	合計			0	0

- (注) 1 店頭取引はありません。
- 2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。
- 3 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	999		1	1
	買建				
	合計			1	1

- (注) 1 店頭取引はありません。
2 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。
3 時価の算定
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

(株式会社大和銀行)

	銀行信託業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	185,547	6,842	22,135	214,526		214,526
(2) セグメント間の内部 経常収益	1,246	25	1,864	3,136	(3,136)	
計	186,794	6,868	23,999	217,662	(3,136)	214,526
経常費用	182,403	8,375	23,812	214,591	(3,694)	210,897
経常利益(は経常損失)	4,390	1,506	187	3,071	(558)	3,629

(注) 1 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発

(2) 証券業務 証券業

(3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル業

なお、前連結会計年度より親子会社間の会計方針統一のため、従来の銀行法等に準拠した業務区分から業務実態及び関連性を勘案した業務区分に変更いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「銀行信託業務」については、経常収益は1,440百万円増加、経常費用は1,789百万円増加、経常利益は349百万円減少しております。また、「金融関連業務」については、経常収益は5,606百万円減少、経常費用は4,659百万円減少、経常利益は947百万円減少しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

(株式会社あさひ銀行)

	銀行業務 (百万円)	金融関連業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	293,291	43,854	474	337,620		337,620
(2) セグメント間の内部 経常収益	10,581	2,908	53	13,543	(13,543)	
計	303,873	46,763	528	351,164	(13,543)	337,620
経常費用	271,753	42,218	775	314,748	(8,901)	305,846
経常利益(は経常損失)	32,119	4,544	247	36,416	(4,642)	31,773

(注) 1 連結範囲の変更などにより、金融関連業務における経常収益が全セグメントの経常収益の合計額の10%以上となったことから、中間連結財務諸表規則第14条の規定にもとづき、当中間連結会計期間から事業の種類別セグメント情報を記載しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(は経常損失)を記載しております。

3 業務区分は連結会社の主たる事業の内容により区分しております。なお、「金融関連事業」には、リース業等が含まれております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行信託業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	396,929	9,739	62,322	468,991		468,991
(2) セグメント間の内部 経常収益	4,487	23	3,263	7,775	(7,775)	
計	401,417	9,763	65,586	476,766	(7,775)	468,991
経常費用	1,390,330	8,375	203,310	1,602,015	(103,166)	1,498,849
経常利益(は経常損失)	988,913	1,387	137,724	1,125,249	(95,391)	1,029,858

(注) 1 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発
- (2) 証券業務 証券業
- (3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル業

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	銀行信託業務 (百万円)	証券業務 (百万円)	金融関連業務 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益						
経常収益						
(1) 外部顧客に 対する経常収益	385,820	13,201	42,715	441,737		441,737
(2) セグメント間の内部 経常収益	2,254	23	3,859	6,138	(6,138)	
計	388,075	13,225	46,575	447,876	(6,138)	441,737
経常費用	698,265	16,827	55,152	770,245	(16,140)	754,105
経常損失	310,190	3,601	8,577	322,369	(10,001)	312,367
資産、減価償却費 及び資本的支出						
資産	34,605,688	85,672	1,063,670	35,755,030	(832,307)	34,922,723
減価償却費	21,045	401	16,644	38,091		38,091
資本的支出	35,125	674	15,116	50,916		50,916

(注) 1 各業務区分の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行信託業務 銀行業、信託業、信用保証業、銀行システム開発
- (2) 証券業務 証券業
- (3) 金融関連業務 クレジットカード、リース業、融資、ベンチャーキャピタル業

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3 資本的支出にはシステム関連投資等を含んでおります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

(株式会社大和銀行)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

(株式会社あさひ銀行)

全セグメントの経常収益の合計に占める海外の割合が僅少であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

(株式会社大和銀行)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(株式会社あさひ銀行)

海外経常収益の連結経常収益に占める割合が僅少であるため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		大和銀行	あさひ銀行		
1株当たり純資産額	円	71.43	81.81	57.34	150.34
1株当たり 中間(当期)純利益 (は1株当たり 中間(当期)純損失)	円	2.20	8.60	82.18	253.16
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	1.02	6.52		

(注) 1 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
		大和銀行	あさひ銀行		
1株当たり中間(当期)純利益					
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)	百万円	4,532	24,374	1,472,027	580,624
普通株主に帰属しない 金額	百万円				
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (は普通株式に係る 中間(当期)純損失)	百万円	4,532	24,374	1,472,027	580,624
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	2,052,867	2,831,556	17,911,827	2,293,471
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益					
中間(当期)純利益調整額	百万円				
普通株式増加数	千株	2,375,600	905,511		
うち優先株式	千株	2,375,600	905,511		
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含め なかつた潜在株式の概要		該当ありません	該当ありません	該当ありません	該当ありません

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、当中間連結会計期間及び前連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>当行及びあさひ信託銀行株式会社は、平成14年6月17日に締結した「合併契約書」に基づき、平成14年10月1日をもって合併し、当行は、あさひ信託銀行株式会社の資産・負債その他の権利義務の一切並びに従業員を引継ぎました。この合併により、増加した資本準備金は11,388百万円、利益剰余金は63百万円であります。</p>			<p>1 銀行法に基づく業務改善命令および預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定</p> <p>当行は、当連結会計年度末において、国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、平成15年5月17日、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>また、当行を子会社とする銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスは、当連結会計年度末において、第二基準に係る連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、同日、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。当該状況を踏まえ、内閣総理大臣は、同日、金融危機対応会議の議を経て、当行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。</p> <p>これを受けて、当該状況を解消すべく、平成15年5月30日に当行は預金保険機構に対して、総額1兆9,600億円の公的資金による資本増強の申込みを行うとともに、当行と同社は、平成15年6月2日に、金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)														
大和銀行	あさひ銀行		<p>この資本増強の申込みに関しましては、平成15年6月10日に内閣総理大臣により同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。</p> <p>2 預金保険機構に対する総額1兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式の発行</p> <p>平成15年6月10日の当行臨時株主総会で、発行する株式の総数を増加させる旨の定款変更が決議されました。これを受けて、当行は、同日の取締役会において預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式を発行することを決議しました。</p> <p>なお、新株発行は、平成15年7月1日を予定しております。</p> <p>また、発行する株式の総数、種類および数は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>株式の総数 発行価額 発行総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円</td> </tr> <tr> <td>第1種 第一回 優先株式</td> <td>12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種 第一回 優先株式</td> <td>12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円</td> </tr> <tr> <td>第3種 第一回 優先株式</td> <td>12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>発行新株 総数</td> <td>63,720,667,550株</td> </tr> <tr> <td>発行総額 合計</td> <td>1,960,000,000,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* なお、資本組入額の総額は9,800億円です。</p>	株式の種類	株式の総数 発行価額 発行総額	普通株式	25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円	第1種 第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円	第2種 第一回 優先株式	12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円	第3種 第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円	発行新株 総数	63,720,667,550株	発行総額 合計	1,960,000,000,200円
株式の種類	株式の総数 発行価額 発行総額																
普通株式	25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円																
第1種 第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円																
第2種 第一回 優先株式	12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円																
第3種 第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円																
発行新株 総数	63,720,667,550株																
発行総額 合計	1,960,000,000,200円																

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>3 株式会社りそな銀行と株式会社りそなホールディングスとの株式交換契約の締結 当行および株式会社りそなホールディングスは、グループのコーポレートガバナンスの強化およびコンプライアンスの徹底を図ることを目的として、平成15年6月10日に、株式交換契約を締結いたしました。当行が預金保険機構に対して発行する株式を同社が取得するとともに、同社が預金保険機構に対して同社株式を割当交付し、預金保険機構が同社の株主となります。その株式交換契約の概要については、以下のとおりです。</p> <p>(1) 株式交換の日程 契約締結日 平成15年6月10日 臨時株主総会決議日 平成15年7月1日 (予定) 株式交換の日 平成15年8月7日 (予定)</p> <p>(2) 株式交換に際して発行する株式の総数、種類および数 株式会社りそなホールディングスが株式交換に際して発行する新株の種類および数は以下のとおりです。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)																						
大和銀行	あさひ銀行		<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>株式の総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>5,700,739,000株</td> </tr> <tr> <td>第1種 第一回 優先株式</td> <td>2,750,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2種 第一回 優先株式</td> <td>2,817,807,861株</td> </tr> <tr> <td>第3種 第一回 優先株式</td> <td>2,750,000,000株</td> </tr> <tr> <td>発行新株 総数</td> <td>14,018,546,861株</td> </tr> </tbody> </table> <p>* なお、株式会社りそなホールディングスの株式交換により増加すべき資本金の額は9,800億円です。</p> <p>(3) 割当交付の割合 株式会社りそなホールディングスは、上記新株を株式交換の日の前日の当行の最終の株主名簿に記載された株主のうち、同社を除く株主に対して下記の割合をもって割当交付いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当行の 株式の種類</th> <th>割当交付する 株式会社りそ なホールディ ングス株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式 1株</td> <td>普通株式 0.22株</td> </tr> <tr> <td>第1種第一回 優先株式 1株</td> <td>第1種第一回 優先株式 0.22株</td> </tr> <tr> <td>第2種第一回 優先株式 1株</td> <td>第2種第一回 優先株式 0.22株</td> </tr> <tr> <td>第3種第一回 優先株式 1株</td> <td>第3種第一回 優先株式 0.22株</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	株式の総数	普通株式	5,700,739,000株	第1種 第一回 優先株式	2,750,000,000株	第2種 第一回 優先株式	2,817,807,861株	第3種 第一回 優先株式	2,750,000,000株	発行新株 総数	14,018,546,861株	当行の 株式の種類	割当交付する 株式会社りそ なホールディ ングス株式	普通株式 1株	普通株式 0.22株	第1種第一回 優先株式 1株	第1種第一回 優先株式 0.22株	第2種第一回 優先株式 1株	第2種第一回 優先株式 0.22株	第3種第一回 優先株式 1株	第3種第一回 優先株式 0.22株
株式の種類	株式の総数																								
普通株式	5,700,739,000株																								
第1種 第一回 優先株式	2,750,000,000株																								
第2種 第一回 優先株式	2,817,807,861株																								
第3種 第一回 優先株式	2,750,000,000株																								
発行新株 総数	14,018,546,861株																								
当行の 株式の種類	割当交付する 株式会社りそ なホールディ ングス株式																								
普通株式 1株	普通株式 0.22株																								
第1種第一回 優先株式 1株	第1種第一回 優先株式 0.22株																								
第2種第一回 優先株式 1株	第2種第一回 優先株式 0.22株																								
第3種第一回 優先株式 1株	第3種第一回 優先株式 0.22株																								

前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>4 欠損の填補のための資本の減少 当行は、平成15年6月25日開催の定時株主総会において資本金を減少する議案を決議いたしました。これは、平成15年3月期決算に係る損失処理において、法定準備金の取崩しによる欠損の填補を行った後も、多額の繰越損失を残すこととなったため、今後の財務基盤の安定性を確保するためには資本構成の改善が必要であると判断し、繰越損失を填補するためのものです。</p> <p>(1) 資本減少の内容 減少すべき資本の額 当行の資本の額 443,158,789,782円 を 371,359,220,486円 減少し、 71,799,569,296円といたします。 資本減少の方法 発行済株式数を変更せず、資本の額のみを減少する方法(無償減資)によります。</p> <p>(2) 減資の日程 定時株主総会決議日 平成15年6月25日 債権者異議申述最終期日 平成15年8月11日 [予定] 減資効力発生日 平成15年8月12日 [予定]</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)				当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		大和銀行		あさひ銀行		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)									
現金預け金	8	1,079,295	8.03	784,874	3.36	2,444,471	8.37	1,682,444	5.30
コールローン		7,009	0.05			101,431	0.35	104,934	0.33
債券貸借取引支払保証金		2,929	0.02	1,056	0.00	2,101	0.01		
買入手形		18,600	0.14	118,800	0.51				
特定取引資産	8	47,822	0.36	625,762	2.68	603,340	2.07	504,214	1.59
金銭の信託		26,631	0.20	39,996	0.17	25	0.00	70,449	0.22
有価証券	1, 2,8	2,126,047	15.82	3,537,433	15.13	4,940,272	16.93	5,267,210	16.59
貸出金	3, 4,5, 6,7, 8,9	9,204,877	68.48	16,134,855	69.02	19,510,385	66.84	21,412,766	67.44
外国為替	7	55,279	0.41	94,504	0.40	94,124	0.32	162,924	0.51
その他資産	8, 10	283,425	2.11	531,113	2.27	641,758	2.20	725,847	2.29
動産不動産	8, 11, 12, 17	140,531	1.04	407,128	1.74	441,915	1.51	450,668	1.42
繰延税金資産		286,907	2.13	422,318	1.81	35,981	0.12	391,643	1.23
支払承諾見返		518,806	3.86	1,079,957	4.62	1,490,832	5.11	1,581,136	4.98
貸倒引当金		349,063	2.60	399,302	1.71	1,104,124	3.78	603,533	1.90
投資損失引当金		7,040	0.05			14,743	0.05		
資産の部合計		13,442,060	100.00	23,378,498	100.00	29,187,771	100.00	31,750,707	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)				当中間会計期間末 (平成15年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成15年3月31日)	
		大和銀行		あさひ銀行		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)									
預金	8	10,931,677	81.32	18,619,121	79.64	20,336,944	69.68	22,356,118	70.41
譲渡性預金		224,737	1.67	305,580	1.31	545,296	1.87	535,926	1.69
コールマネー	8	302,420	2.25	640,900	2.74	3,556,427	12.19	3,847,509	12.12
売現先勘定	8	999	0.01	325,996	1.39	304,479	1.04	283,991	0.89
債券貸借取引受入担保金	8	73,742	0.55			96,133	0.33		
売渡手形	8	263,000	1.96	401,900	1.72	165,300	0.57	1,177,700	3.71
コマーシャル・ペーパー				20,000	0.09			6,000	0.02
特定取引負債		19,447	0.14	190,883	0.82	38,260	0.13	43,815	0.14
借入金	13	316,317	2.35	759,306	3.25	607,256	2.08	652,785	2.06
外国為替		6,187	0.05	3,302	0.01	12,822	0.04	25,047	0.08
社債	14	138,200	1.03	70,400	0.30	394,060	1.35	394,060	1.24
信託勘定借		200,595	1.49			352,271	1.21	267,600	0.84
その他負債	8, 10	147,672	1.10	241,115	1.03	320,731	1.10	396,780	1.25
賞与引当金		2,023	0.01	3,424	0.01			4,044	0.01
退職給付引当金						6,532	0.02		
債権売却損失引当金				6,600	0.03	777	0.00	4,201	0.01
特定債務者支援引当金						82,932	0.28		
事業再構築引当金						88,232	0.30		
特別法上の引当金	15	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	17			72,487	0.31	52,999	0.18	55,842	0.18
支払承諾		518,806	3.86	1,079,957	4.62	1,490,832	5.11	1,581,136	4.98
負債の部合計		13,145,828	97.79	22,740,977	97.27	28,452,289	97.48	31,632,560	99.63
(資本の部)									
資本金		443,158	3.30	605,356	2.59	1,051,799	3.60	443,158	1.40
資本剰余金						980,000	3.36	154,316	0.48
資本準備金						980,000		154,316	
利益剰余金		30,935	0.23	80,570	0.35	1,471,942	5.04	525,676	1.66
利益準備金		23,517		53,582				57,087	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期)未処理 損失)		7,417		26,988		1,471,942		582,763	
土地再評価差額金	17			110,654	0.47	78,025	0.27	82,211	0.26
その他有価証券評価差額金		177,862	1.32	159,061	0.68	97,599	0.33	35,864	0.11
資本の部合計		296,231	2.21	637,520	2.73	735,482	2.52	118,146	0.37
負債及び資本の部合計		13,442,060	100.00	23,378,498	100.00	29,187,771	100.00	31,750,707	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)				当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	
		大和銀行		あさひ銀行		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		178,920	100.00	282,124	100.00	380,869	100.00	371,264	100.00
資金運用収益		104,187		191,765		226,129		228,147	
(うち貸出金利息)		(90,644)		(174,818)		(196,788)		(197,838)	
(うち有価証券 利息配当金)		(10,841)		(14,401)		(25,610)		(24,015)	
信託報酬		3,992				1,458		7,809	
役務取引等収益		28,533		31,525		50,053		66,484	
特定取引収益		8,421		3,569		10,358		13,550	
その他業務収益		18,720		34,021		13,587		23,613	
その他経常収益	1	15,066		21,241		79,281		31,659	
経常費用		174,300	97.42	249,732	88.52	1,416,478	371.90	687,670	185.22
資金調達費用		17,651		26,206		33,588		38,743	
(うち預金利息)		(9,778)		(10,401)		(11,705)		(19,645)	
役務取引等費用		13,731		17,525		23,371		34,008	
特定取引費用		5		5				13	
その他業務費用		4,229		14,117		32,335		3,752	
営業経費	2	80,604		120,792		162,968		181,335	
その他経常費用	3	58,078		71,085		1,164,214		429,816	
経常利益 (は経常損失)		4,620	2.58	32,391	11.48	1,035,608	271.90	316,405	85.22
特別利益	4	2,049	1.15	116	0.04	24,504	6.43	4,698	1.26
特別損失	5	200	0.11	7,949	2.82	178,358	46.83	1,858	0.50
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間 (当期)純損失)		6,469	3.62	24,558	8.70	1,189,462	312.30	313,565	84.46
法人税、住民税 及び事業税		789	0.44	210	0.07	142	0.03	636	0.17
法人税等調整額		1,738	0.97	7	0.00	286,523	75.23	268,867	72.42
中間(当期)純利益 (は中間(当期)純損失)		7,417	4.15	24,340	8.63	1,476,128	387.56	583,069	157.05
前期繰越損失						371,359			
減資による欠損てん補額						371,359			
合併による未処分利益 受入額								63	
土地再評価差額金取崩額				2,647		4,185		241	
中間(当期)未処分利益 (は中間(当期) 未処理損失)		7,417		26,988		1,471,942		582,763	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>当行は、当事業年度末において、国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回り、銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)第1条第1項及び第2項の表の「第1区分」に該当したため、平成15年5月17日、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>また、当行を子会社とする銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスは、当事業年度末において、第二基準に係る連結自己資本比率が4%を下回り、銀行法第26条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年総理府令・大蔵省令第39号)第3項第1項の表の「第1区分」に該当したため、同日、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しています。</p> <p>当該状況を踏まえ、内閣総理大臣は、同日、金融危機対応会議の議を経て、当行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。</p> <p>これを受けて、当該状況を解消すべく、平成15年5月30日に当行は預金保険機構に対して、総額1兆9,600億円の公的資金による資本増強の申込みを行うとともに、当行と同社は、平成15年6月2日に、金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>この資本増強の申込みに関しましては、平成15年6月10日に内閣総理大臣により同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。</p> <p>当行ではこの決定を受け、平成15年6月10日の臨時株主総会で、発行する株式の総数を増加させる旨の定款変更が決議されました。これを受けて、当行は、同日の取締役会において預金保険機構に対して総額1兆9,600億円の普通株式および議決権付優先株式を発行することを決議いたしました。なお、新株発行は、平成15年7月1日を予定しております。</p> <p>さらに、当行および株式会社りそなホールディングスは、平成15年6月10日に、株式交換契約を締結いたしました。当行が預金保険機構に対して発行する株式を同社が取得するとともに、同社が預金保険機構に対して同社株式を割当交付し、預金保険機構が同社の株主となります。</p> <p>当行では、これらを実行することを通じて、自己資本の十分な回復を図る予定です。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映しておりません。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については期末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同左</p>
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産不動産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により計上しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年</p>	<p>(1) 動産不動産 建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：2年～20年</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年</p>	<p>(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同左	(2) ソフトウェア 同左	(2) ソフトウェア 同左
5 繰延資産の処理方法			新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	
				社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないもの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は308,285百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は479,215百万円であります。</p>	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,164,556百万円あります。</p>	<p>債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法。以下、「DCF法」という。)により引き当てております。</p> <p>また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は758,137百万円あります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。		(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。		(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異 ：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異(77,584百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理 なお、会計基準変更時差異(131,588百万円)については、平成12年度において退職給付信託の設定により40,290百万円を一時費用処理するとともに、残額については5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理 (会計方針の変更) 会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとし、中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			<p>認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残高を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「その他資産」は49,804百万円減少、「退職給付引当金」は5,007百万円増加、「税引前中間純損失」は54,811百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当行は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年 8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」「日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号」第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理しております。この処理に伴い、「税引前中間純損失」は26,144百万円増加し、また、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、114,284百万円であります。</p>	
		(4) 債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(5) 債権売却損失引当金 同左
			(5) 特定債務者支援引当金 特定債務者支援引当金は、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			(6) 事業再構築引当金 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステムのアウトソーシング等、店舗統廃合、希望退職制度の実施及び元本補てん契約のある金銭信託における有価証券の含み損処理に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。	
	(5) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(5) 金融先物取引責任準備金 同左		
	(6) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。		(7) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 証券取引責任準備金 同左
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用していましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外	外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用していましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			<p>貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「9 ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は3,149百万円増加、「その他資産」は3,868百万円増加、「特定取引負債」は9,503百万円増加、「その他負債」は2,485百万円減少しております。なお、この変更に伴う損益への影響はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は11,434百万円増加、「その他負債」は11,434百万円増加しております。</p>	<p>なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、か</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
				つ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	同左	(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価しております。	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上に直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は58,776百万円、繰延ヘッジ利益は78,028百万円であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
			(八)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左	同左	同左
11 その他(中間)財務諸表作成のための重要な事項				(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

	前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
	大和銀行	あさひ銀行		
				(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)
大和銀行	あさひ銀行	
<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前中間会計期間において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」(前中間会計期間末1,793百万円)及び「その他負債」に含めて表示していた「債券貸付取引担保金」(前中間会計期間末 244,102百万円)は、当中間会計期間から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。</p>	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前中間会計期間において「その他資産」に含めて表示していた「債券借入取引担保金」(前中間会計期間末 - 百万円)及び「その他負債」に含めて表示していた「債券貸付取引担保金」(前中間会計期間末13,140百万円)は、当中間会計期間から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>その他有価証券のうち時価のある株式については、前中間会計期間は中間決算日の市場価格により評価しておりましたが、前事業年度より決算日の市場価格から決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく評価に変更しております。これは、平成13年12月の持株会社「株式会社大和銀ホールディングス」設立による経営統合に伴う親子会社間の会計方針統一のためであります。なお、前中間会計期間において中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均で評価した場合には、前中間会計期間の経常損失及び税引前中間純損失は7,328百万円減少し、その他有価証券評価差額金は7,369百万円増加いたします。</p>			
<p>(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p>	<p>(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナショナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>	<p>なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物外国為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>また、異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は</p>		

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間接決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p>			

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間会計期間の資産及び資本に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>同左</p>		
			<p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金5,191百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。</p> <p>さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金11,394百万円の請求を認める判決を言</p>

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>い渡しました。</p> <p>同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度における会計処理についても、前事業年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来からの会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとして認めたとということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当事業年度は2,300百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。</p> <p>また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は7,822百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、2,871百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。</p> <p>また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来からの所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年4月4日に、当行</p>

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		<p>は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。</p> <p>なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改政府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改政府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改政府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改政府条例および平成15年改政府条例を合憲・適法なものと認めたとということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は6,581百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、2,415百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>1 子会社の株式総額 49,334百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に33,363百万円含まれております。また、賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に10,874百万円含まれております。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は76,330百万円であります。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 100,198百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に17,092百万円含まれております。現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は1,058百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、当中間会計期間末において当該処分をせずにすべて所有しております。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 130,769百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に36,079百万円含まれております。また、賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の株式に13,808百万円含まれております。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は969百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、すべて当中間会計期間末に処分をせずに所有しております。</p>	<p>1 子会社の株式及び出資総額 183,081百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に36,572百万円含まれております。また、賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、株式に11,875百万円含まれております。無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券は62,391百万円で、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しており、すべて担保に差し入れております。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は64,257百万円、延滞債権額は694,204百万円であります。ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、276百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,685百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は67,179百万円、延滞債権額は587,910百万円あります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である㈱整理回収機構への管理信託方式による処理分は、391百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は85,316百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は112,686百万円、延滞債権額は1,306,251百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は21,214百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>3 貸出金のうち、破綻先債権額は111,722百万円、延滞債権額は688,094百万円あります。ただし、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、12,951百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は39,493百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は505,447百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,278,595百万円であります。ただし、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、276百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できますが、その額面金額は221,705百万円あります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は594,547百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,334,954百万円あります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である(株)整理回収機構への管理信託方式による処理分は、391百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、229,105百万円あります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,143,576百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,583,729百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は360,932百万円あります。</p>	<p>5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,425,366百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,264,677百万円あります。ただし、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、12,951百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は473,297百万円あります。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>8 担保に供している資産は次の通りであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 310,967百万円</p> <p>有価証券 2,135,292百万円</p> <p>貸出金 618,081百万円</p> <p>429,420百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 49,477百万円</p> <p>コールマネー 285,000百万円</p> <p>売現先勘定 999百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 73,742百万円</p> <p>売渡手形 263,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引差入証拠金等の代用として、有価証券602,477百万円、貸出金13,689百万円及びその他資産15,469百万円を差し入れております。</p> <p>子会社の借入金の担保として、有価証券6,303百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は97,028百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は79百万円であります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 310,967百万円</p> <p>有価証券 2,135,292百万円</p> <p>貸出金 618,081百万円</p> <p>担保提供資産に対応する債務</p> <p>預金 49,477百万円</p> <p>コールマネー 285,000百万円</p> <p>売現先勘定 999百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 73,742百万円</p> <p>売渡手形 263,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券425,081百万円、その他資産4,561百万円を差し入れております。</p> <p>また、関係会社等の借入金の担保として、現金預け金65,000百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は21,919百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は7百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 305,515百万円</p> <p>有価証券 2,492,570百万円</p> <p>貸出金 560,114百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー 467,300百万円</p> <p>売現先勘定 304,479百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金 96,133百万円</p> <p>売渡手形 165,300百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金88百万円、有価証券514,845百万円及びその他資産28,070百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は88,114百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は387百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 283,973百万円</p> <p>有価証券 2,631,684百万円</p> <p>貸出金 606,471百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>コールマネー 702,700百万円</p> <p>売現先勘定 283,991百万円</p> <p>売渡手形 1,177,700百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券867,676百万円、現金預け金12,140百万円、及びその他資産34,456百万円を差し入れております。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,445,008百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,353,544百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、5,083,596百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,045,021百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,416,915百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が7,404,523百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,023,733百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,896,731百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,704百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。	10ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は92,706百万円、繰延ヘッジ利益の総額は110,207百万円であります。	10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益としてその他負債に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は61,330百万円、繰延ヘッジ利益の総額は67,119百万円であります。	10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は79,912百万円、繰延ヘッジ利益の総額は97,428百万円であります。
11 動産不動産の減価償却累計額 46,035百万円	11動産不動産の減価償却累計額 210,149百万円	11 動産不動産の減価償却累計額 186,878百万円	11 動産不動産の減価償却累計額 190,725百万円
12 動産不動産の圧縮記帳額 4,740百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)	12動産不動産の圧縮記帳額 57,799百万円 (当中間期圧縮記帳額 百万円)	12 動産不動産の圧縮記帳額 52,176百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)	12 動産不動産の圧縮記帳額 52,478百万円 (当期圧縮記帳額 百万円)
13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金298,973百万円が含まれております。	13借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金687,940百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金519,291百万円が含まれております。	13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金563,850百万円が含まれております。
14 社債は全額、劣後特約付社債であります。		14 社債には、劣後特約付社債325,360百万円が含まれております。	14 社債には劣後特約付社債325,360百万円が含まれております。
15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 (1) 金融先物取引責任準備金 0百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。 (2) 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。	15特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 0百万円	15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。	15 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円 証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。
16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託716,590百万円であります。		16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託598,919百万円あります。	16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託596,348百万円あります。

前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	前事業年度末 (平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
	<p>17土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>17 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>17 株式会社あさひ銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 57,569百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
	1 その他経常収益には、 株式等売却益 15,060百万円 を含んでおります。	1 その他経常収益に は、 株式等売却益 75,192百万円 を含んでおります。	1 その他経常収益に は、 株式等売却益 8,795百万円 を含んでおります。
2 減価償却実施額は下 記のとおりでありま す。 建物・動産 1,126百万円 その他 1,862百万円	2 減価償却実施額は下 記のとおりであります。 建物・動産 7,418百万円 その他 6,076百万円	2 減価償却実施額は下 記のとおりでありま す。 建物・動産 6,779百万円 その他 10,086百万円	2 減価償却実施額は下 記のとおりでありま す。 建物・動産 3,484百万円 その他 6,299百万円
3 その他経常費用に は、貸出金償却 30,138百万円、貸倒 引当金繰入額10,902 百万円、投資損失引 当金繰入額7,040百 万円を含んでおりま す。	3 その他経常費用には、 貸倒引当金繰入額 11,753百万円 貸出金償却 28,848百万円 株式等売却損 5,719百万円 株式等償却 7,626百万円 退職給付会計適用に伴 う会計基準変更時差異 の費用処理額 9,129百万円 を含んでおります。	3 その他経常費用に は、 貸倒引当金繰入額 579,753百万円 貸出金償却 390,428百万円 特定債務者支援引当金 繰入額 82,932百万円 投資損失引当金繰入額 14,743百万円 株式等売却損 11,016百万円 株式等償却 64,416百万円 を含んでおります。	3 その他経常費用に は、 貸倒引当金繰入額 80,150百万円 貸出金償却 89,427百万円 株式等売却損 16,490百万円 株式等償却 193,359百万円 債権放棄損 21,562百万円 を含んでおります。
4 特別利益には、償却 債権取立益2,007百 万円を含んでおりま す。		4 特別利益には、 東京都外形標準課税訴 訟の訴訟上の和解によ り、東京都から還付さ れる事業税及び加算金 13,117百万円 償却債権取立益 4,846百万円 賞与引当金戻入益 4,044百万円 を含んでおります。	4 特別利益には、償却 債権取立益4,533百 万円を含んでおりま す。
5 特別損失は動産不動 産処分損でありま す。		5 特別損失には、 事業再構築引当金繰入 額 88,232百万円 退職給付会計適用に伴 う会計基準変更時差異 の一括費用処理額 54,811百万円 厚生年金基金代行部分 返上に伴う損失 26,144百万円 を含んでおります。	5 特別損失は動産不動 産処分損でありま す。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 12,397百万円 その他 158百万円 合計 12,555百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 7,156百万円 その他 61百万円 合計 7,218百万円</p> <p>中間期末残高相当額</p> <p>動産 5,240百万円 その他 96百万円 合計 5,337百万円</p> <p>・未経過リース料中間期末残高相当額</p> <p>1年内 1,788百万円 1年超 3,796百万円 合計 5,585百万円</p> <p>・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 1,149百万円 減価償却費相当額 1,012百万円 支払利息相当額 98百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>1リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 22,728百万円 合計 22,728百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 14,527百万円 合計 14,527百万円</p> <p>中間期末残高相当額</p> <p>動産 8,200百万円 合計 8,200百万円</p> <p>・未経過リース料中間期末残高相当額</p> <p>1年内 4,227百万円 1年超 4,067百万円 合計 8,294百万円</p> <p>・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 2,448百万円 減価償却費相当額 2,242百万円 支払利息相当額 42百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 341百万円 1年超 216百万円 合計 557百万円</p>	<p>1リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 30,131百万円 その他 232百万円 合計 30,363百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 20,574百万円 その他 76百万円 合計 20,650百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 9,557百万円 その他 155百万円 合計 9,713百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 4,756百万円 1年超 5,280百万円 合計 10,037百万円</p> <p>・当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 2,957百万円 減価償却費相当額 2,783百万円 支払利息相当額 149百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 32百万円 1年超 29百万円 合計 62百万円</p>	<p>1リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 36,099百万円 その他 197百万円 合計 36,297百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 23,833百万円 その他 78百万円 合計 23,911百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p>動産 12,266百万円 その他 119百万円 合計 12,385百万円</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 5,634百万円 1年超 7,039百万円 合計 12,673百万円</p> <p>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 2,702百万円 減価償却費相当額 2,400百万円 支払利息相当額 220百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2オペレーティング・リース取引</p> <p>・未経過リース料</p> <p>1年内 66百万円 1年超 162百万円 合計 229百万円</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成14年9月30日現在)

(株式会社大和銀行)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	31,335	22,491	8,844
関連会社株式			
合計	31,335	22,491	8,844

(注) 時価は、中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づいております。

(株式会社あさひ銀行)

該当ありません。

当中間会計期間末(平成15年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	31,335	56,455	25,119
関連会社株式			
合計	31,335	56,455	25,119

(注) 時価は、中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づいております。

前事業年度末(平成15年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	31,335	15,882	15,453
関連会社株式			
合計	31,335	15,882	15,453

(注) 時価は、期末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づいております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
大和銀行	あさひ銀行		
<p>当行及びあさひ信託銀行株式会社は、平成14年6月17日に締結した「合併契約書」に基づき、平成14年10月1日をもって合併し、当行は、あさひ信託銀行株式会社の資産・負債その他の権利義務の一切並びに従業員を引継ぎました。</p> <p>この合併により、増加した資本準備金は11,388百万円、利益剰余金は63百万円であります。</p>			<p>1 銀行法に基づく業務改善命令および預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定</p> <p>当行は、当事業年度末において、国内基準に係る単体自己資本比率及び連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、平成15年5月17日、金融庁より銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を受けました。</p> <p>また、当行を子会社とする銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスは、当事業年度末において、第二基準に係る連結自己資本比率が4%を下回る状況となり、同日、金融庁より銀行法第52条の33第1項に基づく業務改善命令を受けました。当該状況を踏まえ、内閣総理大臣は、同日、金融危機対応会議の議を経て、当行について預金保険法第102条第1項の第1号措置として資本増強の措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。</p> <p>これを受けて、当該状況を解消すべく、平成15年5月30日に当行は預金保険機構に対して、総額1兆9,600億円の公的資金による資本増強の申込みを行うとともに、当行と同社は、平成15年6月2日に金融庁に「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」を提出しました。</p> <p>この資本増強の申込みに関しましては、平成15年6月10日に内閣総理大臣により同法第102条第1項第1号に定める措置を行う旨の決定がなされました。</p>

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)														
大和銀行	あさひ銀行		<p>2 預金保険機構に対する 総額 1 兆9,600億円の普 通株式および議決権付優 先株式の発行 平成15年6月10日の当行 臨時株主総会で、発行す る株式の総数を増加させ る旨の定款変更が決議さ れました。これを受け て、当行は、同日の取締 役会において預金保険機 構 に対して総額 1 兆 9,600億円の普通株式及 び議決権付優先株式を発 行することを決議しまし た。 なお、新株発行は、平成 15年7月1日を予定して おります。 また、発行する株式の総 数、種類及び数は以下の とおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>株式の総数 発行価額 発行総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円</td> </tr> <tr> <td>第1種第一回 優先株式</td> <td>12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>第2種第一回 優先株式</td> <td>12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円</td> </tr> <tr> <td>第3種第一回 優先株式</td> <td>12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円</td> </tr> <tr> <td>発行新株総数</td> <td>63,720,667,550株</td> </tr> <tr> <td>発行総額合計</td> <td>1,960,000,000,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* なお、資本組入額の総額 は9,800億円です。</p>	株式の種類	株式の総数 発行価額 発行総額	普通株式	25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円	第1種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円	第2種第一回 優先株式	12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円	第3種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円	発行新株総数	63,720,667,550株	発行総額合計	1,960,000,000,200円
株式の種類	株式の総数 発行価額 発行総額																
普通株式	25,912,450,000株 11.44円 296,438,428,000円																
第1種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円																
第2種第一回 優先株式	12,808,217,550株 44円 563,561,572,200円																
第3種第一回 優先株式	12,500,000,000株 44円 550,000,000,000円																
発行新株総数	63,720,667,550株																
発行総額合計	1,960,000,000,200円																

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)												
大和銀行	あさひ銀行		<p>3 株式会社りそな銀行と株式会社りそなホールディングスとの株式交換契約の締結</p> <p>当行および株式会社りそなホールディングスは、グループのコーポレートガバナンスの強化及びコンプライアンスの徹底を図ることを目的として、平成15年6月10日に、株式交換契約を締結いたしました。当行が預金保険機構に対して発行する株式を同社が取得するとともに、同社が預金保険機構に対して当社株式を割当交付し、預金保険機構が同社の株主となります。その株式交換契約の概要については、以下のとおりです。</p> <p>(1) 株式交換の日程</p> <p>契約締結日 平成15年6月10日</p> <p>臨時株主総会決議日 平成15年7月1日 (予定)</p> <p>株式交換の日 平成15年8月7日 (予定)</p> <p>(2) 株式交換に際して発行する株式の総数、種類及び数</p> <p>株式会社りそなホールディングスが株式交換に際して発行する新株の種類及び数は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>株式の総数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td>5,700,739,000株</td> </tr> <tr> <td>第1種第一回優先株式</td> <td>2,750,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第2種第一回優先株式</td> <td>2,817,807,861株</td> </tr> <tr> <td>第3種第一回優先株式</td> <td>2,750,000,000株</td> </tr> <tr> <td>発行新株総数</td> <td>14,018,546,861株</td> </tr> </tbody> </table> <p>* なお、株式会社りそなホールディングスの株式交換により増加すべき資本金の額は9,800億円です。</p>	株式の種類	株式の総数	普通株式	5,700,739,000株	第1種第一回優先株式	2,750,000,000株	第2種第一回優先株式	2,817,807,861株	第3種第一回優先株式	2,750,000,000株	発行新株総数	14,018,546,861株
株式の種類	株式の総数														
普通株式	5,700,739,000株														
第1種第一回優先株式	2,750,000,000株														
第2種第一回優先株式	2,817,807,861株														
第3種第一回優先株式	2,750,000,000株														
発行新株総数	14,018,546,861株														

前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)										
大和銀行	あさひ銀行		<p>(3) 割当交付の割合 株式会社りそなホールディングスは、上記新株を株式交換の日の前日の当行の最終の株主名簿に記載された株主のうち、同社を除く株主に対して下記の割合をもって割当交付いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当行の株式の種類</th> <th>割当交付する株式会社りそなホールディングス株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式 1株</td> <td>普通株式 0.22株</td> </tr> <tr> <td>第1種第一回優先株式 1株</td> <td>第1種第一回優先株式 0.22株</td> </tr> <tr> <td>第2種第一回優先株式 1株</td> <td>第2種第一回優先株式 0.22株</td> </tr> <tr> <td>第3種第一回優先株式 1株</td> <td>第3種第一回優先株式 0.22株</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 欠損の填補のための資本の減少 当行は、平成15年6月25日開催の定時株主総会において資本金を減少する議案を決議いたしました。これは、平成15年3月期決算に係る損失処理において、法定準備金の取崩しによる欠損の填補を行った後も、多額の繰越損失を残すこととなったため、今後の財産基盤の安定性を確保するためには資本構成の改善が必要であると判断し、繰越損失を補填するためのものであります。</p> <p>(1) 資本減少の内容 減少すべき資本の額 当行の資本の額 443,158,789,782円を 371,359,220,486円減少し、71,799,569,296円といたします。 資本減少の方法 発行済株式数を変更せず、資本の額のみを減少する方法(無償減資)によります。</p> <p>(2) 減資の日程 定時株主総会決議日 平成15年6月25日 債権者異議申述最終期日 平成15年8月11日 (予定) 減資効力発生日 平成15年8月12日 (予定)</p>	当行の株式の種類	割当交付する株式会社りそなホールディングス株式	普通株式 1株	普通株式 0.22株	第1種第一回優先株式 1株	第1種第一回優先株式 0.22株	第2種第一回優先株式 1株	第2種第一回優先株式 0.22株	第3種第一回優先株式 1株	第3種第一回優先株式 0.22株
当行の株式の種類	割当交付する株式会社りそなホールディングス株式												
普通株式 1株	普通株式 0.22株												
第1種第一回優先株式 1株	第1種第一回優先株式 0.22株												
第2種第一回優先株式 1株	第2種第一回優先株式 0.22株												
第3種第一回優先株式 1株	第3種第一回優先株式 0.22株												

(2) 【その他】

信託財産残高表

資産

	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	391,363	33.90	287,447	18.36
有価証券	156,894	13.59	126,724	8.10
信託受益権	4,886	0.42	3,996	0.26
受託有価証券	385	0.03	28	0.00
金銭債権	151,233	13.10	489,406	31.26
動産不動産	237,749	20.59	280,625	17.93
土地の賃借権	1,857	0.16	1,977	0.13
その他債権	5,505	0.48	4,445	0.28
銀行勘定貸	200,595	17.37	352,271	22.50
現金預け金	4,196	0.36	18,444	1.18
合計	1,154,666	100.00	1,565,369	100.00

負債

	前中間会計期間末 (平成14年9月30日)		当中間会計期間末 (平成15年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	746,194	64.62	750,277	47.93
財産形成給付信託	2,451	0.21	2,213	0.14
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	0	0.00
有価証券の信託	385	0.03	28	0.00
金銭債権の信託	38,424	3.33	400,933	25.61
土地及びその定着物の信託	212,681	18.42	232,054	14.82
土地の賃借権の信託	4,940	0.43	4,935	0.32
包括信託	149,588	12.96	174,926	11.18
合計	1,154,666	100.00	1,565,369	100.00

- (注) 1 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末79,670百万円、当中間会計期間末75,836百万円
- 2 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末360,542百万円のうち破綻先債権額は2,203百万円、延滞債権額は11,708百万円、3ヵ月以上延滞債権額は344百万円、貸出条件緩和債権額は15,670百万円であります。また、これらの債権額の合計額は29,927百万円であります。
- 3 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末254,962百万円のうち破綻先債権額は1,627百万円、延滞債権額は12,451百万円、3ヵ月以上延滞債権額は763百万円、貸出条件緩和債権額は8,182百万円であります。また、これらの債権額の合計額は23,025百万円であります。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|--|
| (1) 臨時報告書の訂正報告書
平成15年2月27日付臨時報告書(分割合併に伴う新株発行)の訂正報告書であります。 | 平成15年4月18日
近畿財務局長に提出。 |
| (2) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年4月30日
近畿財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年5月23日
近畿財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(金融機関の自己資本の充実のために行う預金保険機構による株式等の引受等)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年5月26日
近畿財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号ノ2(株式交換契約の締結)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年6月11日
近畿財務局長に提出。 |
| (6) 臨時報告書およびその添付書類
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第2号(優先株式の発行)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年6月11日
近畿財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券届出書およびその添付書類
第三者割当増資 | 平成15年6月11日
近畿財務局長に提出。 |
| (8) 臨時報告書の訂正報告書
平成15年6月13日付臨時報告書(株式交換契約締結)の訂正報告書であります。 | 平成15年6月19日
近畿財務局長に提出。 |
| (9) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立遅延)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年6月23日
近畿財務局長に提出。 |
| (10) 有価証券報告書
および添付書類 | 事業年度 自 平成14年4月1日
(第1期) 至 平成15年3月31日
平成15年6月30日
近畿財務局長に提出。 |
| (11) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)および4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年7月3日
近畿財務局長に提出。 |
| (12) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年7月3日
近畿財務局長に提出。 |

- (13) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
平成15年7月14日
近畿財務局長に提出。
- (14) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
平成15年8月4日
近畿財務局長に提出。
- (15) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
平成15年8月6日
近畿財務局長に提出。
- (16) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)および4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書であります。
平成15年8月8日
近畿財務局長に提出。
- (17) 有価証券報告書の訂正報告書
平成15年6月30日付有価証券報告書の訂正報告書であります。
平成15年8月8日
近畿財務局長に提出。
- (18) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
平成15年8月13日
近畿財務局長に提出。
- (19) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
平成15年8月28日
近畿財務局長に提出。
- (20) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(債務者に対する金融支援実施)に基づく臨時報告書であります。
平成15年9月2日
近畿財務局長に提出。
- (21) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
平成15年9月4日
近畿財務局長に提出。
- (22) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(確定給付企業年金法に基づく将来支給義務免除の認可)に基づく臨時報告書であります。
平成15年9月12日
近畿財務局長に提出。
- (23) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
平成15年10月2日
近畿財務局長に提出。
- (24) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表執行役の異動)に基づく臨時報告書であります。
平成15年10月3日
近畿財務局長に提出。
- (25) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
平成15年10月7日
近畿財務局長に提出。

- | | |
|--|---------------------------|
| (26) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(東京都外形標準課税訴訟の取下げ)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年10月14日
近畿財務局長に提出。 |
| (27) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(金融支援)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年12月1日
近畿財務局長に提出。 |
| (28) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年12月4日
近畿財務局長に提出。 |
| (29) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債務者に対する貸付金の取立不能および取立遅延)に基づく臨時報告書であります。 | 平成15年12月4日
近畿財務局長に提出。 |
| (30) 臨時報告書の訂正報告書
平成15年7月3日付臨時報告書(親会社および主要株主の異動)の訂正報告書であります。 | 平成15年12月25日
近畿財務局長に提出。 |
| (31) 臨時報告書の訂正報告書
平成15年8月8日付臨時報告書(親会社および主要株主の異動)の訂正報告書であります。 | 平成15年12月25日
近畿財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社大和銀行

頭取 勝田 泰久 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	重 松 孝 司	Ⓔ
関与社員	公認会計士	小 西 幹 男	Ⓔ
関与社員	公認会計士	荒 井 憲 一 郎	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大和銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社大和銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当行が提出した半期報告書に織り込まれた前中間連結会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社あさひ銀行

頭取 梁瀬行雄 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 生 駒 和 夫 ㊞

代表社員
関与社員 公認会計士 水 守 理 智 ㊞

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 増 田 宏 一 ㊞

代表社員
関与社員 公認会計士 森 公 高 ㊞

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あさひ銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社あさひ銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当行が提出した半期報告書に織り込まれた前中間連結会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	Ⓔ
代表社員 関与社員	公認会計士	水	守	理	智	Ⓔ
関与社員	公認会計士	湯	浅		敦	Ⓔ
関与社員	公認会計士	松	村		豊	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社の会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったので、その残額を一括償却することに変更した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社大和銀行

頭取 勝田 泰久 殿

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	重松 孝司	Ⓔ
関与社員	公認会計士	小西 幹男	Ⓔ
関与社員	公認会計士	荒井 憲一郎	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大和銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第146期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社大和銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当行が提出した半期報告書に織り込まれた前中間会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

中間監査報告書

平成14年12月18日

株式会社あさひ銀行

頭取 梁 瀬 行 雄 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 生 駒 和 夫 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 水 守 理 智 ⑩

朝日監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 増 田 宏 一 ⑩

代表社員
関与社員 公認会計士 森 公 高 ⑩

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社あさひ銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、私ども監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において私ども監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私ども監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社あさひ銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当行が提出した半期報告書に織り込まれた前中間会計期間に係る中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社りそな銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	水	嶋	利	夫	Ⓜ
代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	Ⓜ
代表社員 関与社員	公認会計士	水	守	理	智	Ⓜ
関与社員	公認会計士	湯	浅		敦	Ⓜ
関与社員	公認会計士	松	村		豊	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会計基準変更時差異については、従来、10年による按分額を費用処理することとし、中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったので、その残額を一括償却することに変更した。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。